

平成 2 8 年 第 7 回 定例会
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 28 年第 7 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 28 年 12 月 9 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 28 年 12 月 20 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 28 年 12 月 20 日 午後 3 時 20 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
教育長	宮管玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	竹俣信行	○	生涯学習課長	小野寺祥裕	○
総務課長	齊藤昭一	○	生涯学習課参事	藤原勝美	○
総務課主幹	小泉政敏	○	学校給食センター主幹	阿部勝弘	○
住民企画課長	伊藤泰広	○	農業委員会事務局長	横山智	○
住民企画課主幹	篠原裕佳	○	選挙管理委員会局長	齊藤昭一	○
住民企画課主幹	森井研児	○	選挙管理委員会次長	小泉政敏	○
保健福祉課長	川口昌志	○	監査委員事務局長	松橋正樹	○
保健福祉課主幹	小野淳子	○			
産業振興課長	横山智	○			
産業振興課参事	小野敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬雅祥	○			
産業振興課主幹	近野幸彦	○			
建設課長	石川篤	○			
建設課参事	竹内秀行	○			
会計管理者	五十嵐正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			
住民企画課財政担当主査	松木幸次	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	松橋正樹	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	山田志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 茂呂竹裕子 6番 藤原 英男
2			会期の決定	自 12月20日 2日間 至 12月21日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	議案	79	津別町本岐体育館条例の制定について	
7	〃	80	津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	81	津別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	82	津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び津別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	83	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	84	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	85	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	86	津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	87	町道路線の認定について	
15	〃	88	平成 28 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）について	
16	〃	89	平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
17	〃	90	平成 28 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
18	〃	91	平成 28 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
19	〃	92	平成 28 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
20	〃	93	平成 28 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
21	報告	11	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
22	〃	12	平成 28 年度定例監査の報告について	
23	〃	13	例月出納検査の報告について（平成 28 年度 8 月分、9 月分、10 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから平成 28 年第 7 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

5 番 茂呂竹 裕 子 さん 6 番 藤 原 英 男 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 21 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。本日ここに第7回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第6回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、善行表彰についてであります。平成28年秋季日本善行表彰において、津別町厚生保護女性会が、昭和38年から54年間の永きにわたり、法務省が提唱する「社会を明るくする運動」の推進、更生保護施設への支援など地域福祉の向上に貢献してきた功績により、一般財団法人日本善行会表彰を受賞されました。このたびの栄えある受賞に対し、心より敬意を表する次第であります。

次に、役場庁舎建設に係る要望書の提出についてであります。10月27日、津別町農業協同組合代表理事組合長名により役場庁舎を建設する際には、農業協同組合事務所が入れる複合施設としていただきたい旨の要望書の提出がありました。同事務所は、築53年を経過し、老朽化に加え耐震性等の問題から新たな事務所の建設を検討してお

り、10月21日開催の第9回理事会の決定に基づき提出されたものであります。

また、12月8日には北見信用金庫理事長名により、行政サービスと金融サービスをワンストップで提供することで、新庁舎の一層の機能向上を図ることにつながり、「持続可能なコンパクトなまちなみ空間」創造の一助となりたいとの主旨から、役場庁舎の建設にあたっては、北見信用金庫津別支店を新庁舎内に移転出店したい旨の要請書の提出があったところです。

両要望書に対する対応につきましては、趣旨を踏まえながら検討を進めていく考えであります。

次に、まちづくり懇談会についてであります。10月31日から12月7日の間に「複合庁舎の建設に向けて」をテーマとし、17カ所、延べ186人の参加を得て実施したところです。懇談会でのご意見等につきましては、本議会終了後に開催させていただく全員協議会の中でご報告させていただきます。

次に、寄贈についてであります。11月11日、同級生有志代表 久保利治氏により、加藤健二氏の作品である「原風景 2015」の寄贈受入れ要望書の提出がありましたことから、11月17日に寄贈いただき議会議事堂2階ロビーに展示したところです。ご厚志に深く感謝を申し上げます。

次に、オホーツク圏活性化期成会によるJR問題に係る意見交換会についてであります。12月2日、北見市において管内の首長と議長が出席し意見交換が行われました。内容は、これまでの経過を踏まえ、JR問題に対する期成会としての基本スタンスを確認することを中心に話し合われました。JR側が沿線の複数の自治体と円滑に相談を行うため、協議会等の立ち上げを要望していることについては個別に対応するのではなく18市町村がまとまって応ずるべきものであり、このような受け皿は現時点で必要ないものとしたところです。あわせて鉄道を存続するには国の支援が絶対に必要であり、北海道が主体性をもって道内鉄道の未来図を描き、国に対して力強いアクションを起こすべきと確認されたところです。

当面するスケジュールにつきましては、知事の諮問機関である北海道運輸交通審議会の中に作業部会として設置された「鉄道ネットワークワーキングチーム」が、年度末までに結論を出すことから、これを待って期成会としての対応を決めることとし、

その間に何かあれば役員で即座に行動を起こすことが了承されたところです。

次に、道道屈斜路津別線土砂崩れ箇所の早期復旧要望についてであります。12月6日、北海道森林管理局を訪問し、10月4日に徳永弟子屈町長とともに要請活動を行った後の動向について話を伺ってきました。それによりますと、当面、土砂崩れ箇所の上段と下段の土留め工事を行うため6億円余りの予算措置を林野庁に提出しており、順調に進むと3月発注、4月着工になるとのことでした。道路の復旧につきましては、北海道と逐次連携しながら進めているとのことであり、実際に工事が始まると想定外のことなどにより設計変更もあり得るとのことですが、可能な限り早期に復旧が図られるよう要請したところです。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。12月9月現在、一般土木工事関係については、河岸公園河岸復旧工事ほか39件、2億8,453万3,000円、92.7%。一般建築工事関係については、旧本岐小学校体育館入口改修工事ほか32件、2億7,908万1,000円、99.0%。上・下水道工事関係については、簡易水道送配水管仮設工事ほか13件、1億7,446万円、98.4%。設計等委託業務関係については、チミケップ川外災害復旧測量設計業務ほか27件、9,736万1,000円、100.0%であり、平成28年度予算分について総額8億3,543万3,000円で96.8%の発注率となっており、今後とも適時発注に努めてまいります。

なお、今議会におきまして、条例制定、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第5、一般質問を行います。

質問及び答弁は、一問一答方式で行います。

一般質問の進め方については、質問者は最前列の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問が完結し、次の質問に移る場合は、次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承ください。

質問時間は、答弁を含め 60 分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて 90 分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、先の通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に産業振興についてお伺いしたいと思います。

津別町起業等振興促進条例の中で、補助金の申請については 28 年度から 4 年間に 1 度きりとなっておりますが、資金繰り等の都合により複数年度にわたり設備投資を行うケースも多いと考えます。投資計画が複数年に及ぶ場合、1 つの投資とみなし助成対象になるように条例を拡大することはできないのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 産業振興の中の津別町起業等振興促進条例の見直しについて答弁申し上げます。

この条例の制定の発端についてでありますけれども、平成 25 年 2 月と 3 月に町内の宿泊施設が相次いで廃業いたしましたことから、商工会、観光協会、林業協同組合、スポーツ合宿実行委員会等から、市街地の宿泊施設確保と整備に対する支援要望が出されまして、これを受けて平成 25 年 10 月 1 日に制定したものであります。

制定時の助成内容につきましては、宿泊施設、集合住宅、販売施設の新規建設について 10 分の 3 を補助するものでありまして、起業家に対しては、さらに 10 分の 1 を加算するものであります。

その後も見直しを行いまして、平成 27 年 7 月 1 日からは、2 人以上の新たな雇用があった場合と空き店舗を活用した場合は、それぞれ 10 分の 1 を加算することとし、こ

の間の実績としましては、宿泊施設の建設は実現しませんでした。集合住宅建設が2件、空き店舗を活用した出店が2件あったところであります。

この条例は、平成28年3月31日までの時限付条例でありましたけれども、地元経済界から起業化支援延長の要望に加え、既存企業等に対する設備投資などへの支援要望もありましたことから、企業等の振興及び雇用の安定のためには、内容の見直しと期限の延長が必要であると判断いたしまして、今年度4月1日から地方創生総合戦略の計画期間であります、平成32年3月31日まで延長したところであります。

内容は、多くの皆さんの意見を取り入れ、増設や改修も加えるなど改善を図ってきたところですが、財政上際限なく補助できるものではありませんので、期間中に1事業者あたり1回とし、対象事業の範囲で一定の制限を設けているところであります。

再度の見直しにつきましては、改正からまだ1年に満たないことから、検証に少し時間をかけるべきと考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 私もこの条例の見直しにつきましては、本年4月1日からの見直しにつきましては賛成者として手を挙げた一人でありますので、条例はこの内容でよかれというふうに思ってやりました。しかし、現実には町場の声を聞いてみると、やはりいろいろな問題があるということで、特に私も経営者の一人です。ですから自分の事業で設備投資をしたり、お金がたくさんかかることについては計画を立てて見通しを立ててお金を使うようにしております。こうした補助があるということは、企業にとっては大変ありがたいことではありますけれども、4年間に1回限りというのと、例えば工場をちょっと改築しようと、なおかつ事務所を直そうとか、そういう場合、そうそうお金が遊んでいるわけではありませんから、やはり借り入れすることが多くなると思います。例えば2年間の年次計画で1,000万の改修をするものを500万、500万とやると資金繰りというのは非常に楽になります。しかし、今こうして1回限りということになれば、何とかその補助金を全部充てようとする1年に一度に1,000万も借りてしまうことになってしまいます。そうするとやはり資金繰りが悪化して、逆に企業自体の存続が危ぶまれることになる。せっかくの手助けでありながら、それを無理して利用しようとしたばかりに会社の経営が大変になってしまう、そうし

たことも起こり得るということを私はお話の中で聞きまして、やはりそうしたきちんとした計画を立てて企業経営をされるのであれば、その事業を一体、一つのものとなしなしてあげることもこの運用についてはできないのかなと思いました。年度がまたぐということで難しいと思いますけれども、今後もそういったことを検討していただきたいと思いますが、ここにはまだ1年に満たないということですが、私はいいと思ったら改めるにはばかることなかれと昔から申しますけれども、検討してもいいのではないかなと思いますので、ぜひそういったこと検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤久哉君） 津別町起業等振興促進条例につきましては、4月にスタートいたしました。これだけを見ますと中身的にいろいろまだご要望、今議員がおっしゃいましたようにあるかというふうに思いますけれども、実は、さまざまなそのほかにも制度を同時に出しています。例えば中小企業振興基金がありますけれども、この運用条項の中の利子とそれから保証料の補給の見直しも行っておりますし、それから小規模事業者若者雇用促進助成金の交付要綱もつくりまして、若者の雇用に対する補助制度も新たにつくったところであります。

こういったほかのことも含めてやりますと、決して例えば近隣自治体から見ても引けを取るようなものではないというふうに考えておりまして、こういう今振興条例、起業等の振興条例につきましては製造、加工を伴う工場施設の設備ということで条例上明記をして、当面これでいこうということで、この期間内ですけれども考えております。そこに例えば事務室はそれに入らないのかとか、そういうご意見等もあるかというふうに思いますけれども、商工会の要請も受けながら協議をして、そして議員の皆さまと論議をいたしまして、この条例を制定させていただいたところでありますので、もう少しこれはこのまま進めさせていただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 町長のほうでそういうお考えでありましたら、実際には今年度も商工会のほうからも要望書も出ているというふうに聞いておりますので、ぜひ私としては協議をしていただきたいという考えで今一度申し上げるしかあり

ません。

ちょっと運用のことについて、運用のことにつきましては行政内部の話ですけれども、一つお聞きしたいことがあります。実際に使われた方の中で工場の改修等を行った中で、今お話がありました事務所については適用されないという部分があったのですけれども、今私手元に起業等振興促進条例の条文を持っておりますが、第2条の中で生産施設等については認めておりますが、増設または改修のところで町内事業所において事業を行うために必要な施設を増設または改修することをいうと書いてあります。これにつきましては、必要な施設というのは例えば工場であれば事務所は絶対必要だと思います。現実には福祉施設等では事業所の中にある事務所等は一緒に対象として認められているのに、なぜ工場等の事務所等については認められない、除外という形に細則がなっているのか、その辺について担当でも結構ですからお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課近野主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） 条例上にははっきり書いてはいないのですけれども、生産施設なら製造、加工等を行う工場等施設設備、それから販売施設なら小売店舗など実際に販売する施設及び設備ということで、事務室等を除くというふうにははっきりうたわれていないのですけれども、実際に直接製造、販売にかかわる施設ということで制限をつけさせていただいております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 私ははっきり言っておかしいと思うのですよ。例えば販売でレジで出た売り上げを実際に事務所以外の所で売り上げの計算をすることはないわけですね。まさかレジの周りでその日の集計をするようなことはありません。であれば、これは当然販売の一連の動作であります。そうしたものをを行う場所が必要な施設と認められないというのは、私はちょっと違うんじゃないかなというふうに思っています。工場にしてもそうです。工場で物をつくりましますけれども、その原材料の受け入れや製品の発送等は当然事務所を通して行うわけです。営業ばかりじゃなくて、そうした生産、加工にも直接かかわってくる部分があるのに、そこは運用の中で認め

ないということは、私はちょっとこれはもちろん私の意見ですけれども違うと思いますので、ぜひこの運用についてあり方を見直していただきたいなというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 条例に基づいて補助対象にするかどうかというのは審査会を設けて、そこで審議をすることになっています。今言われた議員の内容につきましては、審査会の中でどういう扱いをしていくかということは、またこちらのほうから伝えていきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] ぜひそのようにしていただきたいなと思います。

続きまして、(2)の津別町地域特産品販路拡大支援補助についてお伺いいたします。販路拡大のための見本市の出展等に対し、20万円を上限として半額の助成を行っております。大きな見本市だと現実には80万から100万かかると経営者の方から直接聞いております。津別町という地域的なハンディがある中、こうして全国、世界へ頑張っていこうとするところに対しまして少し限度額を引き上げてはいかがかと思いますが、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 続きましては、それでは津別町地域特産品販路拡大支援事業の補助の関係であります。この事業につきましては、「地方創生地域住民生活等緊急支援のための交付金」という長い名前ですけれども、このいわゆる地方創生の交付金を活用いたしまして平成27年に制定し、地方創生総合戦略の計画期間であります平成32年3月31日までを期限として実施しているものでございます。

助成の額は対象経費の2分の1以内としまして最大20万円としていますが、大きな展示会では、出展小間料と装飾代だけでも50万円ほどかかると聞いているところでありまして、これに旅費なども含めるとさらに大きな金額になると思われま。

この種の補助制度を設けている市町村はそれほど多くはなく、そのほとんどが10万円から20万円の助成であることから、本町としましては、期間内は現行の内容により町内企業の販路拡大を支援していきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕 今お答えありまして再質問なんですけれども、②のほうと多分言いたいことがダブってしまうと思いますので、②のほうの質問をしてから合わせて再質問を行いたいと思います。地元企業や個人経営者の中には、ホームページを作成して販路拡大を図っている方たちがいらっしゃいます。地域的に恵まれていない津別町の経営者たちが全国に向けて情報発信をしていくことは有効な戦略だと考えておりますが、新規作成やリニューアルに対しての助成を考えてみてはどうかということで質問したいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ホームページに対する支援でございますけれども、町内企業が生産・加工した製品をウェブ上でPRすることは、市場開拓や受注拡大を図る大変有効な手段であると考えております。

経費につきましては、市販のソフトを購入して自社で作成すると2万円ほどですが、専門業者に依頼した場合は数万円から100万円程度かかり、企業の負担は大きいと理解しているところです。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、本町は、他にもさまざまな支援策を講じてきておりまして、現段階でさらなる支援拡大は厳しいと考えているところでありまして、平成32年4月1日以降の新たな制度設計の際に検討されるべきものと考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕 二つともどちらかというところでは現行でいきたいというようなお話だと思いますけれども、やはり津別町のような町ですと、どんどん産業も衰退して人口も過疎化になってきている中で頑張っている地場産業であります。木材会社もかつては19社ぐらいありましたけれども、現在、非常に減っているという形でありますけれども、今地元で頑張っている企業のために、なんとかいろんな形で応援していきたいという気持ちは行政側も私議員にとっても同じだというふうに考えております。

そんな中で販路拡大事業につきましては、町長あまり多くないとおっしゃいました

けれども、私が調べた中では17ぐらいの自治体が行っておりました。もちろんこれ以外にもやっているところはあると思うのですけれども、ホームページずっと幾つも見ていくと、いろんなところが載っているのですけれども、なかなか探し切れなくて、その中でも町長おっしゃるように金額自体は大体30万円を限度であり多くはありませんでした。ただ、この事業をやるにあたっては、物産等の特産品等の開発と合わせでの補助金という形で大きな額を出しているところもありましたので、この事業単独じゃなくて、何かと抱き合わせてもう少し援助してあげるということを考えられないのかというふうに思っております。その件と、それからホームページにつきましては、単につくるだけだと確かに2万円ぐらいなのですけれども、例えば受注システム等を入れるとかなりの金額になります。特に今言われている6次産業の方なんかは、やはり新製品をつくと売ってみたい、そのためにはそうしたものをアンテナショップの代わりにしてみたいということもありますので、こちらのほうも今合わせたようにトータルの事業として応援していくような形はできないのか。単独の補助金だと限度額が少なくても、幾つかを複合させてもう一度補助金の制度をリニューアルさせて総合型にしていくということは考えられないのかということで町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） いずれにしても、この4月1日から始めた事業であります。ホームページの支援については制度的には持っておりませんが、これは管内的には大空町さんで持っているというのは聞いておりますけれども、10万円程度というふうなお話を聞いています。あとはいろんな形でさまざまな支援を企業に対して行っておりますので、その中でこれはやっている、あれはやっていないということで、それぞれ自治体の中で特徴を持って進めているところだと思います。そして金額の多寡もそれぞれありますし、お隣の美幌町さんでもそういう出店の際には、旅費を含めて出しているということで聞いておりますけれども、しかし上限額は逆に津別町のほうが大きいというふうになっております。決め方だというふうに思いますが、当面は、さまざま設けました助成制度を上手に活用していただいて、そして自社の負担を少しでも軽減する中でいろんな所に行っていただければと。そして、あわせて私

自身もそういうところに外に出るときには、地元の企業等のPR等もさまざましているつもりでありますので、そういったところも強化をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 大体の考えはお聞きしたのですけれども、もう少し、ちょっとホームページのほうの助成について私のほうから質問させていただきたいと思います。

ホームページの制作の助成金がある自治体の一覧というのを私ちょっとインターネットで調べまして、これには30の自治体が載っております。もちろん大空町もその中に入っておりますけれども、この中に、うちとご縁のあります港区さんが載っております。港区さんは、そういった販路拡大の助成ということでホームページですとか、それから見本市の出展ですとか特産品の開発、すべてを合わせたような形で条例として持ってやっているわけです。今の中ではそのお答えに関してはどうのというお返事はなかったかと思っておりますけれども、ぜひそうしたことも確かに今スタートしたばかりですけれども、しかしホームページに関しては、これからはどんどんどんどんそういった形で自治体が応援してくるところが私は増えると思っています。競争も激化しており、ホームページを新規作成しても3年から5年サイトでもう次のホームページにしなければ、とつても競争に勝てないといった部分も聞いております。津別町の中でも数社がホームページを持ってやっておりますけれども、その中で販売システムを導入しているものというのはわずかであります。なぜかと言うと、これを入れるとホームページの作成費が非常に高くなるということで思い切れない。それでは本当に地方から頑張って販売力を高めるといふところに行きつかないのですけれども、やはり大きな企業であればホームページの作成費というのは経費の中でわずかな部分なのですけれども、新たに6次産業等を始められる方にとっては、やはり大きな負担になるということで、そうした方たちを支援していくためにも、ぜひトータルの考えを持ってやっていただきたいなというふうに思いますので、再度お答えを願います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 企業のもちろん財務状況だとか、必要なお金がさらに確保で

できればということは当然あるかと思えますけれども、一方で町の財政状況というのもありまして、そういったことを考えると議員もご承知のとおり予算の説明書等々を見ていただくとわかりますように、この財源として地域振興基金を対応していくわけにありますけれども、ここがご承知のとおり津別病院に対する支援のお金というのが過疎のソフトに対応して平成22年から過疎債の対応になってきたところでもありますけれども、いずれにしてもそれは上限が設定されていまして、28年度、ついにその対応をオーバーしていくという状況になってまいりました。そこで28年の当初予算の中でも地域振興基金から新たに4,000万の取り崩しをしてそれに充てていくという状況になっています。そのほかにも、こういうさまざまな企業への支援も、そこから取り崩して支払いをしていくわけにありますけれども、そこがどんどん拡大していくと非常にちょっと厳しくなってくるというところもぜひ考慮していただければなと感じているところです。ただ、できることは総額を増やさなくても組み合わせを上手にできればやれるのかどうかということは今後検討の余地はあるというふうに思いますが、ただ、それにしてもまだ1年経っていない状況でもありますので、再編するにしても、もう少し時間が必要かなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕 今財政的なことを触れられまして確かに財布には限りがあります。ですからお金のことはもちろん考えなければなりませんけれども、やはり雇用の安定促進と、それから地場企業の健全経営ということがあって津別町のまちは活気を保てるというふうに思っております。そうしたところが何とか元気でやれるように行政側としても手を尽くしていかなければいけないということはもちろんわかっていらっしゃるのだと思います。

よく商工サイドの経営者のお話を聞きますと、これ個人によって違うでしょうけれども、農業関係は結構補助金もらっているけど商工業ってないよなという話がよく出ます。非常にメニューが少なかったこともありまして、今こうやっているいろんなメニューが出てきた中で、やっぱり自分たちにも、そうやって頑張れば応援してもらえるんだという気持ちが芽生えてきたのであれば、ぜひそうしたものを利用しながらやっていただけるように商工業者のほうにも光が見えてきたという形なので、これを根付か

せられるように、そうしたように政策を進めていただきたいというふうに思っております。

この件につきましては終了しまして、次の月間スケジュールの広報についての質問に移らせていただきます。

現在、津別町のホームページや町の広報紙に月の予定が載っておりますが、内容を見ますとあまり充実しておりません。町の主だった行事の月間スケジュール表を作成し、町民に公開してはいかがかと思っておりますがお答え願いたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 月間スケジュールの広報についてお答えしたいと思っております。

町のホームページの予定表につきましては、トップページ画面の左上の「行事予定表」から月間スケジュールを見られるようにしております。作成は各課がみずから入力する方式をとっています。また、広報の予定表につきましては、広報裏表紙の左上に、当番医、よろず相談、心配事相談、児童館行事の予定を掲載しております。担当課から日程確認した原稿に基づき作成しているところです。

記載内容の充実度につきましては、さまざまご意見もあるかというふうに思いますが、町のホームページの月間スケジュール表は、担当課が入力し作成していることから掲載基準に統一感がないというご指摘もあるかというふうに思っております。また、広報につきましては、印刷を外注し紙面に限りもありますことから、ホームページと同等の内容をタイムリーに掲載するということが難しい状況にあるところです。

また、生涯学習だよりであります「みどりの清流」や「さんさん館ニュース」をはじめ、広報紙に折り込んでスケジュールを周知している事業もあるところでもありますけれども、これらが町のホームページの月間スケジュール表に掲載されていないということも散見されておりますので、連動させるよう改善を図っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 今お答えいただいたのですが、町の事業がどこかで情報管理できていないということが僕は一番の原因じゃないかなと思うのですね。

現実に、これ美幌町さんの行事予定表なのですけれども、私持っているの、4ページぐらいのものになって各課のものが一覧になっております。これはマスコミ用で一般には出していないようですけれども、やはりこうしたどこかで情報を管理してすべてのものがわかるようになっていけば、私はリリースすることはそんなに難しいことじゃないと思うのですね。特に、ホームページのところは各課の中で、こうしたことは載せるという取り決めを共通で持っていれば僕はきっとできることだというふうに思います。

それからホームページだけじゃ、やはりネットを見られない方というのも当然いらっしやいます。そうした方も月間のスケジュールがわかることによって利便性が上がるということがあり得ます、であれば広報紙のほうで紙面が足りないということであれば、「みどりの清流」や「さんさん館ニュース」に若干の日程が載っているわけですね、もし情報共有していれば「みどりの清流」に町の行事の予定を全部載っけたって構わないわけですよ。であれば、それは公民館の「みどりの清流」の仕事の範疇じゃないとかそういうことにこだわらないで、ぜひそうした町民の利便性を第一に考えて、あまりうちの課のだから、うちの課の関連のスケジュールしか載せないじゃなくて、どこかに載っていたら町民の方が喜ぶのであったら、ほかの課のもかき集めて、ここに一覧で出してあげようとか、そういうような考えって僕必要だと思うのですけれども、町長いかが考えますか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今ホームページの月間スケジュール表を出したというのは、庁議といいますか、月に1回管理職の会議を開いています。そこで指示したものであります。皆さんもご承知のように北海道新聞のかわら版、大東さんのほうで出しておりますけれども、ああいったものがホームページ上に当然載っていてしかるべきだろうなということで検討してほしいということで今それが載っているわけですけれども、内容がまだ不十分であるということは承知しておりますので、それらについては、さらにきちっとしたものにしていきたいなというふうに考えているところです。

それと合わせてパソコンを持たない方、あるいはスマートフォンを持たない方という方も当然いるわけですから、その方たちに対してもタイムラグは生じますけれども

出すとすれば広報の中に折り込むしかないわけですから、それを統一感を持って出すような形を検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕 今のお答えで非常に満足しましたので、それ以上はないのですけれども、先日、大東さんのかかわら版に非常に結構な費用がかかって1年間やっているということで書いてありました。私は費用よりも取材することが大変だと思っんですよ、公民館や役場や商工会や社会福祉協議会、いろんな所に行って回ってその記事を集めてくる、記事というか行事予定を集めてくるが大変だと思います。そうした部分も永年のご労苦に敬意を表しますけれども、そうしたことも例えば町で情報が一元化されていれば、そこに行くよりも少なくとも町の部分についてはわかるということなので、ぜひそうしたものを今後検討して早急に進めていただきたいというお願いといたしますか、申し上げますして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

町長、何かあれば。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 特にはありませんけれども、先ほど言ったような形で見やすいような形で進めていきたいというふうに思っております。

ただ、いろんな申し込みの中で、どこまで出していくのかというのもあります。これは公にしないでほしいということだってありますから、その辺はしっかり公表するにあたっては注意をしていかなくちゃならない部分もありますので、その辺は考慮していきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 次に、7番、山内彬君。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告しております4項目につきまして質問させていただきたいと思います。

最初に、マスコミ等で連日出ておりますがJR問題についてお伺いをしたいと思います。

J R北海道は石北線、釧網線含めていわゆる維持困難という観点から、その内容を公表して、J R側から沿線自治体に対して説明があったというふうに出ております。

地域公共交通としての役割や農産物の輸送及び地域の観光振興に不可欠であるというように思われますけれども、津別町として今後どのような対応策が必要なのか伺いたいと思います。

最初に、沿線自治体以外の自治体にJ R側から直接説明があったのかどうか伺いたしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長(佐藤多一君) J R側から津別町への説明についてでありますけれども、沿線自治体ではありませんので、これまで一切ございません。

以上です。

○議長(鹿中順一君) 7番、山内彬君。

○7番(山内 彬君) [登壇] それでは、直接沿線自治体以外については説明がなかったというように今お答えをいただきましたが、いわゆる沿線自治体だけでなく、地域全体がJ R問題については非常に影響を受けやすいということで質問させていただきますが、津別町の関連として通学、通院含めて利用されております、J Rについて。

それから、農産物、特に大量輸送の担い手であるJ R貨物が、津別町としてどれぐらい利用されているのかお伺いをしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) J Rの利用状況のことだというふうに思います。通勤、通学のJ Rの利用についてですけれども、これは自家用車、それから北見バスの利用が中心になっております。聞くところによりますと柏陽高校への通学者が部活の帰りにまれにJ Rを利用することがあるというふうに聞いておりますけれども、ほとんどがバス利用ということであります。それから、農産物の利用につきましては、今年は、石北線がストップしたこともありますので、一年前の平成27年度の数値でありますけれども、J Aつべつの出荷分と、それから美幌広域連出荷のJ Aつべつ分、この合計でタ

マネギが 1,575 コンテナです。それから、馬鈴しょが 132 コンテナが送られていると聞いております。J R 北海道と J R 貨物は別会社でありますけれども、鉄路そのものが廃止されますと、輸送に大きな影響が出てくるということが懸念されているところで

す。

それから、また町の福祉関係の助成制度がさまざまありますけれども、これを利用して J R で札幌に通院されている方というのが 1 名おられます。ほかはすべて都市間バスを利用して通院されていると、そういう状況になっております。

以上です。

○議長(鹿中順一君) 7 番、山内彬君。

○7 番(山内 彬君) [登壇] 今津別の利用状況含めてお答えをいただいたところですが、特に、通院、通学につきましては、地域でさまざま利用度が違うかと思えます。この農産物及び観光について重要な輸送手段であるなと思えますけれども、この農産物の今お伺いした取り扱いの輸送、これが廃止されると非常に地域の産業に大きな影響が出るのではないかと、そういうふうに思われますけれども、これについて、J R の旅客と貨物は分離されて経営されているようなのですけれども、恐らく鉄路が廃止されるとなると両方だめになると。または、輸送貨物だけ廃止されるということも考えられるのではないかなと、そういうふうに考えております。そのことについて、津別の産業に影響が大であるということについて、再度町長はどういうふうに考えているのかお伺いをしたい。

かつ、通院、通学につきましては、恐らくバスでは利用できない方も相当いるのではないかなと思えます。津別の地域性を考えて、それあたり含めて再度お伺いをしたいと思えます。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 農産物の関係につきましては、J R だけではなくて陸送、トラックも使ってされている状況にあります。これは、また別に期成会のほうでも話が行われておりまして、実は J R 貨物のほうでは石北峠を上がる時の機関車が非常に古くなってきているということで、それに対する支援の要請等もありまして、タマネギ等々多く使っている、北見市が一番多く出しているのですけれども、沿線の所で支援

をしている状況にあります。その中で金額的にどうこうしていくかということで、津別の負担は実はないのですけれども、その後何かやはり要請等々ありましたら、町としても対応していかなくてはならないかなというふうに思っているところであります。

それから、通勤はほとんど自家用車で来られていると思いますけれども、通学も以前はまちバス、町営バスと乗り継いで北見バスに乗って、そして北見市内の学校に行く。あるいは、向こうから津別の高校に通って来るということで、今度は北見バスに移譲しましたので一本になりまして、利便性が、そして回る所も利便性を高めましたので、以前よりもバスの利用が使いやすくなっているという状況にあります。そういう中で皆さん大体バスを利用されているというふうに聞いておりまして、まれにそのバスに間に合わないだとか、そういったときにJRを使われているのではないかなというふうにお聞きしていますので、ほとんどがバス利用というふうに考えてよろしいのではないかなというふうに思います。

ただ、そのことでJR利用をしていないという裏返しにもなりますので、痛しかゆしの部分がもちろんあるわけでありまして、ちなみに、町としては昭和60年に相生線が廃止になりまして、幾つかオホーツクの中でも湧網線も含めてさまざまな所が当時国鉄の時代になくなっています。それらの自治体にとっては、その後どんな苦しい状況になってきたかだとか、そういったことを期成会の中に入って、切られた側の自治体というのですか、そういうことをお話しするというのが我々のほうの役目かなというふうに思っているところです。

○議長(鹿中順一君) 7番、山内彬君。

○7番(山内 彬君) [登壇] それでは、行政報告でいろいろ現状と今後のことについて述べられていたのですが、津別町として今後どういうふうに取り組んだらいいのか、津別町としての今考えている町長のことについてお伺いをしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 管内でいけば、石北線と釧網線が該当してくるわけなのですが、これは沿線自治体で対応するということはやめようという決まり、意思統一が図られましたので、期成会の中で。そういった中で、津別が独自で動くということはありませんので、そこと行政報告でもお話ししましたように鉄道ネットワークワ

ーキングチームが今議論されて、昨日テレビでも開催された内容、2回目開かれているところですが、その状況を待って、そしてまたそれでは不足しているだとか、こういう主張をもっと続けていこうだとかということになってくると思いますので、そのとき一緒にまたそのメンバーの中に加わって行動を起こしていくというふうなところで現在いるということでもよろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 7番、山内彬君。

○7番(山内 彬君) [登壇] JRは、上下方式を進めたいというふうに出ておりますけれども、上下方式というのは自治体に負担せよということだと思っておりますけれども、今後こういうことを含めて恐らく議論されるのではないかなというふうに思います。上下方式となると永遠と負担を求められると、そういうことになるのではないかなと思います。今の段階でいいのですけれども、町長はその上下方式について、もし考えていることがあればお伺いをしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) これは、北海道町村会の会長であります白糖の棚野さんが審議会の中に入っているわけですが、この考え方が市長会でも同じ立場に立っておりますので、共通の考えになるかなというふうに思います。上下分離方式というのは、要は走る部分はJRが受け持つ、下の部分は、線路は地元なり、そういった所が受け持つほしいということで、上と下を分離して全部JRが対応するというのではなくて、そういう形をお願いできないかというのが一つの方法として出ています。バスだとか、そういうものについては国だとか道だとか町が、道路を整備して、その上をバス会社が走っていくというところから見ると不公平ではないかということがあるかというふうに思いますけれども、町村会のほうとしては一言で言いますと、こういう表現をとっています。上下分離は「言うに易しい、行うに難し」というふうに言っています。まさしくこのとおりだと思います。それほどの負担を市町村ができるわけでもありませんので、これはやはりどこかで政治決着をするような形になっていくのかなというふうに判断しているところです。

○議長(鹿中順一君) 7番、山内彬君。

○7番(山内 彬君) [登壇] 恐らくこの問題については、いわゆる何年もかけて

議論する問題でなく、恐らく短い時間で議論されて方向性が示されるのではないかなと思います。沿線自治体、それから関係自治体、いわゆるオホーツク全体でこういう問題今後やられると思うのですけれども、やはり地域住民がそういう一人一人が意識を持つことが大事ではないかなと。国鉄の相生線廃止のときも地域住民もかなり真剣に反対運動含めてやられたのですけれども、やはりオホーツクに住む人たち一人一人がこの問題について情報を共有して真剣に取り組んで、やはり国に求める、道に求める、そういう行動を起こすべきでないかなと思いますけれども、そのことについて考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 今行政報告で申し上げましたように期成会として足並みをそろえて進んでいくということであります。

○議長(鹿中順一君) 7番、山内彬君。

○7番(山内 彬君) [登壇] JR問題については、以上、これで終わりたいと思います。

○議長(鹿中順一君) すみません。休憩します。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番、山内彬君。

○7番(山内 彬君) [登壇] それでは、2項目目の教育行政について質問させていただきます。

道教委は、平成28年度の全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果について公表されていたところです。それによりますと、オホーツク管内は、いずれの科目も全道、全国平均に達しなかったというような公表が出ているところでありま

す。

それに対して津別町の現状と今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 教育長。

○教育長(宮管 玲君) まず、全国学力・学習状況調査の結果を基に、本町の児童生徒の学力の状況及び児童生徒を取り巻く状況について触れさせていただきたいと思っております。

全国学力・学習状況調査は、平成19年度から毎年4月下旬、小学校6年生、中学校3年生を対象に、主に国語、算数・数学を身に付けておかなければ後の学年の学習に影響を及ぼす内容である、主として知識を問うA問題。学んだ知識・技能等を実生活のさまざまな場面に活用する力を見る内容である、主として活用を問うB問題。生活習慣や学習環境について児童生徒や校長に問う質問紙調査で構成されております。個人ごとの結果につきましては、本人をとおして保護者に提供されますし、学校ごとの結果分析や今後の対策につきましても保護者のほか、地域の皆さまにも回覧しております学校だよりでお示ししているところであります。

教育委員会におきましても、これらのデータを集積、分析し、特に、平成24年度から5年間のデータを基に本町の過去5年間の小学校6年生、中学校3年生の学力や生活習慣、学習環境の傾向を分析しております。その結果、中学校3年生につきましては、知識を問う数学A問題、国語A問題、それから応用活用を問う数学B問題、国語B問題ともおおむね全道全国の平均的なレベル、またはやや上回るレベルの力を身に付けていること。また、小学校6年生につきましても、知識を問う算数A問題、応用活用を問う算数B問題は、若干下回るもののおおむね全道全国の平均的なレベルの力をつけていると考えております。しかしながら、小学校6年生の国語の力につきましては、全道全国の平均的なレベルに比べ下回っていること。これは、子どもの側から表現すると苦手であるということが明らかであります。本町の小学生にとっては初めて目にする長い文章を読んだ上で自分の考えをまとめて、しかも指定された文字数で書き表す、こういった知識、技能等を実生活のさまざまな場面に活用する力を見る内容、高い思考力や判断力、文章表現力などの応用力が求められる国語B問題には、特に苦手とする傾向があるというふうに理解しております。

また、生活習慣、学習環境の傾向を把握する質問紙調査の5年間の結果からは、小学生、中学生に共通して、テレビやゲームに費やす時間が長く、中学生はさらに携帯、スマホの利用の時間が長いこと。小学生、中学生ともに家庭での学習時間が全道全国の平均と比べ明らかに少ないこと。全国的な傾向どおり読書する時間もないということが本町に限らず、オホーツク管内全体や全道的な課題であると認識しております。

本町の津別小学校、津別中学校とも、これらの学力の状況を改善するために大量の知識を詰め込む利口な頭ではなく、探究心や好奇心、困難なことでも課題に立ち向かい解決しようとする思考力を備えた柔軟で根気強い頭を育むことを目指し、校内研修で授業改善の努力を続けておりますので、今後も物的・人的支援を充実させてまいりたいと考えております。

ところで、この調査の目的であります調査結果を基に市町村の教育施策の改善についてであります。これまでの本町における主な施策につきましては、少人数指導やティームティーチングといった指導方法工夫改善のために町費の教職員を追加配置しております。また、特別支援学級や通常学級の発達アンバランスな子どもをサポートするための学習支援員の配置、アソビバ、マナビバ事業によるさまざまな体験活動、大学生による学習サポートの提供や自主自立の精神を鍛える最長で3泊4日の通学合宿の実施、新たな授業改善のためのICT機器の導入等を進めてまいりました。今後も特に、特別支援学級や通常学級の発達アンバランスな子どもをサポートする学習支援員の配置につきましては、教職員が一人一人の子どもの定着の度合い、それからつまづきの原因を的確に把握し、一人一人に目標や学ぶ意欲を持たせながら毎日の学校生活を充実させることができるように、ニーズに応じた配置や充実を考えているところであります。

なお、学校、家庭、地域、行政が一体となった取り組みについてであります。これまでの学力学習状況調査の結果の蓄積から本町の児童生徒の学力や生活の状況・課題が明確になりましたので、保護者や地域の皆さまが本調査結果についてご理解を深めていただくことができるようにお知らせの方法を工夫してまいりたいと考えております。さらには、小学校、中学校の理解と協力、また強力な連携をとりながら、児童生徒が活字に触れる、親しむ言語環境の整備等を検討してまいります。また、児童生

徒が学校だけでなく、家庭においても言葉に触れる環境や心安らぐ環境づくりが大切です。保護者、地域の皆さんにもテレビやゲーム、携帯やスマホでの通話、通信の時間を家庭学習の時間や文字・文章に触れる時間に少しずつ振り分けていただくことの意義を理解していただき、ご協力が得られるような情報提供や働きかけ、取り組みを工夫してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 今津別町の現況と今後の取り組みにつきましてお答えをいただいたところです。

この問題につきましては、道教委では今教育長のほうからお答えをいただいたとおり、学校、家庭、地域、行政がいわゆる一体となって進めてきた授業改善含め、生活習慣、こういうものを質を今後高めながら、いわゆる29年度、来年度ですけれども、すべての教科で全国平均を上回るように目標を掲げたいと述べているようでございます。

そこで、津別町の細かいことですが、現状として若い勤労、いわゆる子どもを持っている家庭というのは共稼ぎが多いということで、恐らく学童保育、放課後児童館等に行かれる子どもたちも多いと。そういう中で、遅くに家庭に帰られて学習の時間というのが恐らく十分とれないのではないかなというように考えられます。オホーツク管内のネットで公表されておりますけれども、学習、いわゆる家庭学習、児童のほうに質問されているようなのですけれども、1日当たりどれぐらい勉強するのかと。かつ、家でどれぐらい計画を立てて勉強しているかということが分析結果が出ておりますけれども、それによりますとオホーツク管内というのは、1日あたりの勉強の学習の時間ですけれども非常に低いと、そういう結果が出ております。いわゆる1時間以上勉強するのが、そこがあまりいないようなデータ分析になっておりますけれども、津別町の現状はわかりませんが、おそらく津別の産業構造含めて、そういう体系を見ますと、家庭で自分で学習するというのは非常に厳しい環境にあるのではないかと考えているところです。そこで、子どものいわゆる学習、これを何か補完する、津別町としての手立てがないのかと。そういうことについてできればいろんな方法があると思うのですけれども、考えていくべきでないかなと思いますけれども、

このことについて考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） まず、ご指摘にありました児童館、それから放課後児童クラブの利用児童についてでありますけれども、利用時間原則5時までとなっておりますけれども、特例として7時まで利用可能としているところでもあります。最終利用の児童の保護者が迎えに来て、それから帰宅してからは、やはり就寝時刻までに小学校低学年が宿題をする時間の確保という部分については、なかなか難しいのだろうなというのは議員のご指摘のとおりかというふうに思います。児童館、放課後児童クラブは、さまざまな年代の友だちと元気に遊んで社会性を身に付ける場所としての役割がありますし、一方には学校と違ってこじんまりした家庭的な雰囲気の中で休息を取り、親代わりの指導員との団らんの場所としての役割も重要であるというふうに考えております。また、心身ともに健康でたくましく丈夫な根っこを育てるという上で、家庭を補完する重要な役割を果たしている場所というふうに理解しております。

その中で、やはり5時から7時までの間という部分、利用する児童も少なくなりますので、その中で例えば宿題を済ませるといようなプログラムも盛り込むことが可能かどうかというあたりにつきまして、検討を進めていきたいなというふうに考えているところでもあります。また、あくまでも放課後児童クラブは、遊びを中心にという狙いがありますので、その狙いから外れることなく工夫をできたらいいなというふうに考えているところでもあります。

また、学習の場の提供でありますけれども、これまで社会教育でも提供しているまなび場の中で北見工大ですとか、そういった近隣の大学の学生を講師に学習の場を提供しているところでもありますけれども、さまざまな大学の大学生を活用して新たなことができいかないかどうか、そこら辺のところも検討しているところでもあります。また、この冬休みには、北海道教育大学、それから北大の生徒を活用した学習サポートというものを今準備しているところでもあります。成果を確認した上で、さらにいろんなことができないかどうか検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 今教育長のほうからいろいろな具体的に取り組み

る取り組むことについてお答えいただきましたけれども、ご存知のとおり児童館は、相当な子どもさんがあそこのほうに放課後、学校を終えられて通われている子どもが多いのですけれども、いわゆるあそこは預かりというような形の基本的施設になっておりますので、自分で自習したいとか、勉強したいという気持ちを持っていても、わんわんわ遊んで、なかなかうるさい中でみずから勉強するというのは難しいのかなと、そういうように見受けられます。できれば、みずから自分で勉強したいという、そういう子どもたちも多分多いのではないかと思いますので、何か児童館の中にそういう区画された何かそういう部屋をつくって、子どもたちがあそこで宿題だとか、自分でみずから計画的に勉強するとか、何かそういうふうにしていただきたいなと思いますので、そのことについて考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 大勢の子どもたちが集う児童館でありますけれども、児童館の目的という部分を考えますと例えば家庭と同じように考えてみましても、児童館にまず着いて、学校の宿題を済ませてから遊ぶというようなことはすぐわなないかなというふうに思っております。ただ、先ほどもお話ししましたように、午後5時から7時までの間につきましては、利用者数ぐっと減りますし、また落ち着いた状況も取り戻せますので、その中で学習に取り組める環境整備について検討を進めることは可能ではないかなというふうに思っているところであります。

子どもたちが親の迎えが来て、家庭に帰って親と一緒に団らんの時間を十分に確保するという事は非常に大事な事だと思いますので、そのために児童館でできることは何かという部分についていろいろと情報を集めて検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 私もこの問題についてなぜ質問したかと言うと、やはり津別町のまちづくりの一環としてやはり教育にも力を入れるべきでないかと、そういう観点から質問させていただいたところです。

やはり津別町はそういう勉強の環境もよろしいと、それから学力もほかに比べて向上しているというか、そういう取り組みも積極的にやっていると、ということがほか

の町からいわゆる子どもさんを連れてこっちに、例えば移住してくるとか、そういうことも将来考える必要があるのではないかとということで質問しております。

ですから、そういうものをもう少し町として力を入れて小中高と、学力を上げる仕組みを考えていくべきでないかなと、そういうことで質問させていただいております。

もう一つ、児童館の対応もそうですけれども、学校で自主的に延長して勉強できる、そういう仕組みというのはいかならないのかどうかお伺いをしたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 学校におきましては、これまでも特に低学年、授業時数少ないですので、放課後の時間を活用して担任が不十分なところ、子どもたちを残してつき合って勉強しているということを積み重ねてきております。そのことで、子どもたち、わからなかったところをしっかりと学んでできるようになっていく、そういう積み重ね、教師と子どもたちの信頼関係の部分で時間をつくってきているところであります。

それ以上の部分ということにつきましても、他の地域では地域のボランティアの活用を図ったり、そういった実践例も報告されておりますので、我が町としてもどういったことができるのか十分に取材をして検討して進めてまいりたいと考えております。

いずれにせよ、津別の子どもたちがしっかりと社会で自立していくことが大切だというふうに思いますので、行政としてしっかりと取り組みを工夫してまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 先ほど今後の取り組みの中で、学校、家庭、地域、いわゆる行政が一体となって取り組むべきであると、そういうようにお答えいただいておりますけれども、この学校、家庭はわかります。行政もそれなりの役目を果たさなければならないと。地域が一体となって取り組むと、そういう考え方を示されているようなのですけれども、果たして地域と今の学校、家庭、地域、行政、これが一体となって取り組む、その地域の役割というのはどういうものなのか、お伺いをしたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 地域の役割と申しますか、地域の教育力というふうには私は考えておりますけれども、各小学校、中学校の中でもさまざまな体験学習を進めております。その中で、地域の皆さんを講師にお招きして、いろんな技、それから知恵というものを学習しております。例えば、豆腐をつくるというような体験学習をする際にも地域の得意とする皆さん方に学校に来ていただいて子どもたちにその知恵と技を伝授していただいております。そういった地域の皆さんの力というものを学校がきちんと把握をしてどんどんと活用していく、そのことで参加していただいた地域の方も子どもたちから元気をもらえるでしょうし、子どもたちも学校も地域のすばらしさにまた気づいていく、そういった地域のよさをお互いに確認し合う、そういった意味で地域の役割というものは重要であるというふうには私は考えております。これからも、地域の教育力を十分に活用できるように学校とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 大体お答えいただいたのですが、小学校時代の学習に対する個々の勉強に対する身に付け方というのが将来にわたって影響を及ぼすと。高校へ行ってなんぼ勉強しても間に合わないというのは、そこらあたりにあるのかなと。ですから、小学校時代からそういうものを完全に身に付けて将来にわたって大学まできちっと学習できると、そういうものを育てるのが小学校、中学校でないかなと、そういうふうに思っています。そういうことを踏まえて、今後いろんな方策を検討されると思いますけども、それらあたりを酌んでいただいて進めていただきたいと、そういうことを申し上げて終わりたいと思います。

次に、3項目目のことにつきましてお伺いをしたいと思います。津別町は、ご存知のとおり死亡交通事故が立て続けに起こったということで、管内、全道的にも交通事故については報じられているところです。津別町としてもいろんな、今まで以上な取り組みが必要ではないかなと、そういう観点から全国的に高齢者ドライバーの事故が多いと。児童の犠牲者も出ていると。弱者の被害も非常に新聞等で出ているところです。

そこを踏まえて、高齢者ドライバー、これからだんだん増えると思いますので、未

然に防ぐ対策、支援等の充実で、安全・安心に暮らせるためのまちづくりのことについて次の点についてお伺いしたいと思います。

津別町の高齢者ドライバーの現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 本町の高齢者ドライバーの現状についてお答えしたいと思います。平成 27 年 12 月末現在の美幌警察署の統計資料によりますと、本町の免許保有者は 3,341 人でして、保有率は 65.5%となっています。このうち、65 歳以上の高齢者は 1,126 人で、33.7%であります。75 歳以上の高齢者につきましては 428 人で 12.8%となっているところです。

ちなみに、全道の 65 歳以上の免許保有率は 21.4%で、お隣の美幌町は 26.6%となっています。75 歳以上の保有率につきましては、全道で 6.1%、美幌町では 9.6%でいずれも津別町を下回っています。本町の場合は、公共交通機関の利便性や自由な移動希望などによりまして、自家用車に頼る傾向があるというふうに推察しているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） [登壇] 今お伺いした数字的なものですがけれども、津別町は高齢者ドライバーが多いと、そういう結果が出ているところです。これは、地域のいわゆる津別町、公共交通のいろんな利便性含めていわゆる津別の地域は、指の五本の地形になっていますので、非常にこれあたり難しい面があって高齢者が車がある程度持っていなかったら生活できない状況になっているのかなと思っております。

そこで、高齢者がいつまでも乗れるからって自家用に頼るということは、自分が自覚していてもなかなか車を放すことはできないというような現状があるのではないかと思います。免許更新時はいろいろな調べがあるようでございますけれども、それだけでは把握できない自分の自信がないとか、こういうのはなかなか更新時にはなかなか出されないのではないかなと思います。そこで、津別町として高齢者ドライバーを、いわゆる事故、重大な事故につながらないように、ある程度町としての対策が必要ではないかと。そういうことで、運転免許証の自主返納の支援策について考えるべきで

ないかなと思います。

一つの例としては、公共交通のバス、それからハイヤー等の利用券の補助制度をつくり、それから、公共施設の利用の割引というのは、聞いた中では公衆浴場に通って来る高齢者がいると、多いと。近間の方は歩いて来られるようなのですけれども、車に乗って来るのだと、そういう話もいろいろ聞いております。そうした中で、これら含めて町としての補助制度、支援策を考えて制度化すべきでないかなと思いますが、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町としての支援策という前に、まず国のほうで行っています支援策をお話させていただきたいと思います。加齢によりまして車の運転が難しくなった人がみずから運転免許証を返納した場合、申請により現在の運転免許証とほぼ同じ形の運転経歴証明書を交付することとしています。これは、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の規定に基づきまして、平成24年4月1日から本人確認書類として公的な身分証明書と位置づけられまして、自主的な免許証の返納を促す制度として発足したものであります。

美幌警察署管内における自主返納者につきましては、昨年までに65歳以上の方が104人で、そのうち75歳以上の方が77人となっています。北海道警察北見方面本部管内では、平成27年中に296名が運転免許証を自主返納いたしまして、このうち135人が運転経歴証明書の交付を受けています。75歳以上の方につきましては、166人が自主返納いたしまして、うち62人がこの経歴証明書の交付を受けていると聞いております。

こうしたことから、本年度から津別町交通安全協会が運転経歴証明書の交付申請手数料としまして1,000円を助成しているところですが、現在のところ申請した方はいないと聞いておりまして、広報等通じて継続的に周知していかなければならないと考えているところです。

なお、運転免許証の自主返納に対しまして、自治体によっては公共交通機関の割引など特典を設けている所もありますけれども、本町としましても現行のバス無料乗車券交付事業の関連だとか、あるいはまた免許を持たない人との不公平感も考慮することも必要だと思います。そういったことも含めて今後検討してまいりたいと考えてい

るところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 今お答えいただいたのですが、私も冒頭申し上げたとおり津別町が交通安全について力を入れるべきだと。その一環として高齢者ドライバーのそういう制度を設けて意思を示すと、そういうことが大事ではないかということで申し上げたので、この自主返納に対する支援策について十分検討していただきたい。持たない人との不公平のそういう感はありますけども、やはり自主的に返すということは、足をなくするということにもつながりますので、十分検討していただきたいと思います。

それから、高齢者ドライバーへの安全運転の広報啓蒙についてお伺いしたいと思います。この問題については、私が感ずるところ、あまり高齢者ドライバーに対する広報啓蒙について津別町は取り組みが薄いと感じられております。交通安全協会が津別にありますけれども、そこにおいてもあまり積極的に出ているような感じはしていないように思います。

そこで、町として、それから津別町の交通安全推進協議会のほうの取り組みとして、このドライバーへの定期的な啓蒙をできればやっていただきたいと。地域の自治会の集会とか、民生委員さんにそういう研修会を受けさせるとか、老人クラブへの会合とか、そういうときに積極的にこの問題について高齢者ドライバーに啓蒙しながら注意を促すと、そういう活動をやっていただきたいなと思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まず、運転免許証を更新するときには、期間が満了する日の年齢が70歳以上の方につきましては、安全運転に対する注意喚起のための高齢者講習の受講が義務付けられています。また、75歳以上の方につきましては、講習予備検査を受けることとされております。北見方面本部管内での高齢者講習の受講者数は75歳未満の方が2,139人、75歳以上の方が2,420人となっていると聞いているところです。

安全運転の啓蒙につきましては、毎年実施しています交通安全推進町民大会を中心にして、関係機関や地域の団体と連携し、さまざまな取り組みを行っているところ

ろです。全国的にも高齢者ドライバーの交通事故が増加する中、今後とも安全運転に対する広報啓蒙活動を関係機関、それから団体と一緒にやっていく考えであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] この問題について今後十分取り組んでいただきたいなと思います。

次に、4項目目の介護予防生活支援サービス事業についてお伺いしたいと思います。この問題につきましては、委員会等で報告がございましたけれども、平成27年度介護保険制度改正によりますと、平成24年度の介護保険制度改正で創設された、いわゆる「介護予防・日常生活支援総合事業」を発展的に見直し、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」として、平成29年4月、来年の4月までに全市町村で実施するということが定められております。津別町としてもそれに向けて取り組みを進めているところですが、いわゆるその一環のコーディネーターの設置が進まないために、報告によりますと6月の段階で研究会を立ち上げた。現在協議をされているようですが、そのことについて、2項目についてお伺いをしたいと思います。

この後、津別町の現状を踏まえて事業の今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 事業の今後の見通しについてであります。今これは、9月の定例議会で佐藤議員にご答弁させていただいた状況とほとんど同じ状況になってまいりますけれども、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」につきましては、議員が今おっしゃいましたとおり平成29年4月までにすべての市町村が実施することとなっているところですが、津別町につきましては、既存の介護サービス事業者による現行の訪問介護・通所介護相当のサービスをもって、本年4月に移行を済ませたところであります。

また、包括的支援事業に新しく加わりました在宅医療、それから介護連携事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業につきましては、平成30年度までに全市町村が実施することになっているところですが、このうち生活支援体制整備事業につき

ましては、生活支援の担い手の要請やサービスの開発を行い、サービスの充実を図るため生活支援コーディネーターや協議体の配置を早期に行うため、今年度より実施したところであります。

しかしながら、生活支援コーディネーターの確保ができないことから協議体ではなく、生活支援体制整備推進研究会を6月に立ち上げまして、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援介護予防サービスを担う事業主体と連携をいたしまして、多様な日常生活上の支援体制の充実強化を図る方策を今協議しているところであります。この研究会では部会を設けておりまして、さまざまなことが話し合われています。内容的には、高齢者が安心してタクシーに乗れるサービス。それから、生活用品、衣類お届けサービス。それからサロン事業に子どもを巻き込めないかということです。それと、ごみの分別、毎日の給食サービス、障がい者雇用など生活支援サービスの充実をどう図っていくか。それから、子ども、高齢者、障がい者等総合預かりの場をどうつくっていくか。それから、楽しく体を動かせる場をつくる。それから、見守り支援などについて熱心に今議論がされているところであります。

生活支援等サービスや介護保険サービスが持続可能なものになるためには、多様なサービスの担い手となるボランティアや団体の要請が必要でありまして、地域包括ケアシステムの構築につきましても、地域づくりそのものでありますことから時間はかかりますが、他人事になりがちな地域づくりを地域住民が我が事として主体的に取り組む仕組みづくりを町としても支援してまいりたいと考えているところでありますのでよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 今後の取り組みについてはわかりました。

次に、その取り組みの中の一つでありますけれども、この事業の中に多様なサービスB、いわゆる住民主体の支援事業というのがあるのですが、その中で現地域サロンというものが社会福祉協議会に委託されて進めております。現在、運動含めて9カ所となっておりますが、まだ間もないこのサロン事業を今後継続的に運営されるということが非常に大事ではないかと思っておりますので、このサロン事業の今進めている支援策プラスいろんな、さまざまな取り組みを把握しながら拡大を進めていただき

たいと。

それから、もう一つ民間団体含めて今やられているのが総合型スポーツクラブの「かるっちゃつべつ」などが高齢者のシルバー体操、いろいろ含めて町の事業に参画しながらやっておりますが、この両方のものを今後、この事業が住民、それから民間含めた一体的な取り組みで進めるべきだと思いますので、来年度予算の中でこれあたり反映させるように、できれば検討していただきたいと思いますので、考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 住民の自主的な通いの場に対する支援についてであります。高齢者と地域住民が、生きがい・健康づくりと社会参加をともに促進することを目的としまして、平成 25 年 3 月にサロン事業を開始いたしまして、平成 26 年度からは、社会福祉協議会に委託したところであります。

この事業は、一般介護予防事業として進めていますが、現在、ふれあいサロンが 7 カ所、運動サロンが 2 カ所となっています。支援につきましては、1 団体につき年額 3 万円で、新規に設立した団体は 1 年目のみ準備金として 1 万円を加えているところです。この事業の取り組みの中から介護予防、そして生活支援サービス事業につながるものが生まれてくることが期待されますことから、積極的にサロン事業の拡大を図っていきたいと考えておりまして、運動サロンにつきましては月 2 回開催していますことから、来年度は増額を検討しているところであります。

次に、総合事業の担い手として民間団体、かるっちゃつべつなどへの支援についてでありますけれども、かるっちゃつべつは、子どもから高齢者までだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境を目指しておりまして、地域住民に対してスポーツ・文化的活動に関する事業を行い、健康で活力ある地域づくりに寄与する活動を今行っているところであります。かるっちゃつべつからの町に対する支援要請は特にありませんけれども、この運動は持続可能なものであってほしいと考えておりますので、できる範囲において事業に協力していただくこととしているところでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 1分

再 開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件につきお尋ねします。

平成27年の4月4日に行われた信州大学の入学式で、当時の学長である山沢学長がスマホの弊害を指摘して、「スマホをやめるか、それとも信大生をやめるか」と発言をし、大きな話題になっておりました。大学生でも弊害が多いとされている携帯、スマホは上手に使わないと小中学生にはさらに有害なものになると報道されている中、津別中学校だよりの直近の第8号でも「SNSの功罪について」という書面を読み、町内の小中学生の携帯、スマホの所有率はどんなふうになっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（宮管 玲君） 町内の小中学生の携帯電話やスマートフォンの所有状況についてお答えいたします。

小学校6年生ですけれども、全国学力学習状況調査に1日当たりどれぐらいの時間、携帯電話やスマートフォンでの通話、メール、インターネットをしますかという質問事項があります。これに対して持っていないというふうに回答した児童が60%おりました。したがって単純計算をすると40%ぐらいの所有率ということが言えると思います。また、中学校の独自調査によれば、ほぼ半数である48%ぐらいの子が自分専用の携帯電話やスマートフォンを所有しているとの報告がありました。実は、40%で48%ですから小学校と大きくは変わらない数字ではありますが、これはあくまでも中学校で自分専用の携帯電話、スマートフォンの所有率ということで調査した結果であり

ます。議員が憂慮されていることは、所有の状況のみならずネットトラブル等の危険性にあろうかと拝察いたします。現実的には、小中学生が多く時間を費やしているゲーム機、それから音楽プレイヤー、タブレット等もインターネットにつながりますから、ほとんどの中学生、多くの小学生がさまざまな情報端末を使ってインターネットを利用しているということが予想されます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） [登壇] 保有率は50%弱ということだったのですが、冒頭、信州大学の去年の入学式の話はネット上でもいろいろ物議を醸し出したようで、学長の本意は、大学生何かの9割はゲームに使用していて、本来の情報収集とか別な目的でスマートフォンだとかそういう物を使っているのではなく、大半がそういうものの時間だと、そこでは分析されていました。

それで、先ほどの回答にもでていたかと思えますけども、9割が情報収集じゃなくて、単純というかゲームに費やされていると専門家じゃないから詳しくはわかりませんが、脳に対する影響だとか、それから、物を読むとか深く考えるとか、そういうところが問題なので発言をされたというようなことでした。

それで今、先ほど私の回答ではなかったのですが、学習時間等の話もあり、やはり実態を把握した上で何らかの手当てが必要ではないかと思っています。消費者生活何かのところでも、いろいろネット上のトラブルがあって、学習会なんかではそういう話もされていましたので、まず数字を押さえるところからというのと、8月号の回覧で回っていた学校だよりを読んで、一番最後のところには「NOスマートフォン」だとか「携帯をやめましょう」みたいな呼びかけをしておりました。学校の総合的な学習だとかいろんな中で、子どもに対する指導はそれぞれ学校を通して授業の中でされているかなというふうに思いました。

ここで二項目目ですが、生徒に具体的にどんなようなことをしているのか。保護者にはちょっと書くときに急いでいて保護者の指導というのではなく、保護者にはどんなふうな啓蒙というか、そういうことを現状でされているのかということなので、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） お尋ねの児童、生徒への指導、それから保護者への啓発並びに協力依頼についてのご質問にお答えいたします。

まず、小学校での指導の実際でありますけれども、小学校の5年生、6年生の総合的な学習の時間におきましてインターネットを中心とした情報教育を位置づけております。パソコンを使ってインターネット検索やコミュニケーションツールとしてのメールの送受信等を各学年6時間程度学習しますけれども、その中で、ネットトラブル防止の基本3か条、相手のことを思いやること、知らない人は信用しないこと、ネット上ですけれども、一人で悩まずにすぐに相談すること。具体的には、うわさ話や悪口などを書き込まない。メールは受け取る相手の気持ちを考える。個人情報を書き込まない、知らない人とは絶対に会わない。などを丁寧に指導しているところであります。

中学校におきましては、道教委のほうで年4回作成配布している児童生徒向けの「ネットトラブル未然防止のための指導資料」というものがありますが、これをもとに一番身近な大人であります学級担任が朝の会や帰りの会での意図的、計画的な指導を基本にして、本年度はさらに9月になりますけれども美幌警察署の署員を招いて生徒向けに携帯やスマホ等による犯罪防止教室を実施したところであります。

また、中学生同士のトラブルを再現した映像教材をもとに、道徳の授業を組み立てて生徒一人一人にしっかり考えさせ、どう行動すべきかを交流する授業実践を参観することもできました。必要な知識を教えることにとどまらず、具体的な場面を想定して、どう行動するのがよいのか考えさせる指導、すなわち、みずから考え、判断し、行動を選択するかしこく、たくましい児童生徒を育てるための授業への工夫改善を本町の小学校、中学校ともに実践しております。

保護者への啓発につきましてですが、中学校では、定期テストの3日前、夜9時以降のネットゲームや通信ソフト、これの使用制限、携帯、インターネットの使い方の約束事を家族でしっかり再確認していただきたいと繰り返し協力を依頼しているとの報告を受けております。

教育委員会といたしましても、これまで各学校への速やかな資料提供ですとか情報

提供に努めてまいりました。また、7月には社会を明るくする運動町民のつどいと共催で津別町連合PTAの研修事業として、NTTのインストラクターを講師に招きまして「ケータイ安全教室」開催を後援し、多くの保護者がゲーム機や音楽プレイヤー、学習用タブレットであってもフィルタリングが必要であるということ、ネット被害から我が子を守るためにすべきことを学ぶ学習の場づくりを支援させていただいております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） [登壇] 今現在行っていることについてお話をいただきました。50%、48、49、50 という数字がどれぐらいなものかちょっとわかりませんが、2人に1人ぐらいは数字の上では持っている、あとは持っている人の実態がどうなのかというのがもう一つ大事なことで、依存をしてしまうとどういう問題点が出るかというようなところを調べてみると、やっぱり問題の、一人ですということなので、今日本人みんなに不足していると言われているコミュニケーション能力だとか、それから遅い時間までするという事で睡眠障害、病名みたいであれなんですけども、それからもちろん視力が低下しているというようなことが答えられているようでした。低学年の調査にはそこで出なかったのですが、15から59くらいまでの世代の人のアンケート調査なんかでは、やっぱり依存しているというようなとか、やや依存しているという人がもう8割にもなっているという状況で、保護者にいろいろ啓発、啓蒙しても難しいかなと。ちょっと見ていると子どもを迎えに行っている車の中で、子どもが数分もないようなところでもスマホをしているような状況だと、親にあんまり協力を願っても難しいかなというようなこともあるのですが、やっぱりいろいろ専門的なもので授業でしていくということで、小さいときから依存してしまうと問題があるよということをまず徹底をして、それから親なのかどっちが先だかちょっとわからないのですが、こんな話もありました。東京で電車に乗ったら、親子で座席に座った途端にお母さんはお母さん、子どもは子どものゲームをしているか何かはわからない。そういうような状況であったというふうにして、やっぱり依存をしている、長時間するというようなことに対して警鐘を鳴らしてしてるのかなというふうに思い

ましたので、今までやっている生徒向けの指導をより具体的というか、具体的にされていますけど、さらにこういうふうになっていくというような事例とか、そういうのを織り込みながら依存症にならないような仕組みだとか指導を生徒向けにしていっていただきたいし、8月号の中では、さっき言った三つの約束みたいのがありましたよね、するときには、これとこれとか、お友達の悪口を言わないとか、大人の世ではない子どもだからそういう言葉で言われたのかなというふうに思いますけれども、冒頭書いてあったところには、大きないじめがちちょっと判断はつきませんが、実は、そういうのもありましたというようなことで、回覧板で回っていますから読んだ人は読んで、「えっ、こんなことになっているのか」と驚いている人もいるんじゃないかと思いますので、もう一方、やっぱりそれを使って情報収集する、便利なものは確かに便利ですので、その辺のところの使い分け等をさらに工夫をして進めていってもらえればいいかなというふうに思いますので、何かその中で新たに何か考えられたことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 所有率だけではなくて、本当に携帯、スマートフォンがほとんどの中学生の身近にあって、半数の生徒が実は1日に2時間以上使用していると。また5分の1ぐらいの生徒が4時間以上使用しているというのがまた実態でもありますので、しかもこの学力学習状況調査でどれぐらいの時間使っていますかという問いも、実はこの最近3年間でありまして、実は4年前にはそういった問いはなかったわけです。したがって、この3年間の間に急激に子どもたちの間に広がってきている情報端末機器だというふうに思っております。

確かに中学校の学校だよりの中で、携帯やスマートフォンは連絡や情報交換等コミュニケーションの道具として既に定着していること、また便利であることに触れつつも、悪質ないじめのきっかけや温床になった事実にも触れて、安易な購入に警鐘を鳴らしているところであります。

先ほどの説明で用いました道教委が作成しているネットトラブル未然防止のための指導資料、これの12月版の保護者、教職員向けの内容は、身近な自画撮りと性的な画像の流出についてと、ちょっとショッキングなタイトルであります。自画撮り、要す

るに自分を撮影する自体には問題はないのですが、それを安易にネット上に投稿することによって、さまざまなトラブルや危険性が生じるといった内容のリーフレットであります。今後はより一層、学校や教職員に対して速やかに情報提供をしていくということに合わせて、学校だより同様、広報つべつの各戸配付に合わせて町内会の回覧板にても地域の皆さんに、このネット犯罪被害の防止についてというリーフレットですけれども情報提供してまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん）〔登壇〕 4時間と、2時間というのはちょっと驚きで、もうほとんど俗に言う依存ということになったら依存でもあるし、睡眠時間等の問題にもなるのかなというふうに思いますので、やっぱり全体の指導は道教委から出されているようなところでやっていき、やっぱり個別の指導というのは、わかればやっぱり個別にも対応していく必要はあるのかなというふうに思います。

私も一般の人から、あの青い光が悪くて、1時間あたるとこの辺のところかというか、海馬というか何かその辺が侵されるというような話もちょうど同じようなタイミングで聞いたので、今回質問することにしたのですが、学習状況か何かの質問のアンケートでも読んだような記憶があるのですが、やっぱり全くしない人と、やっている人での学力差みたいなものも数字に出ていて、長時間利用すると、あまり家庭学習しない人と、何ら変わらなくなるというような一言もあったように記憶しています。ですから、自画撮りとかそういうさらにいろいろというのがあるのですが、まず短い時間、必要なところとか時間を決めるとか、すごく細かなことになるのですが、やっぱり子どもが好き放題するとか、そんなことは学校もそれから保護者も含めてやっぱり短時間、ゲームをするなど言ってもなかなか難しい、もう持っているし、四六時中子どもの行動を見ているというわけにはいかないと思いますので、やっぱり、それでも持っている子もちゃんと小学生や中学生だったらきちっと勉強して、それなりの成果を上げたいと一方では思っているんじゃないかと思いますので、その学習効果が薄れるんだというところなんかちょっと警告をすれば、それならちょっと減らしてみても学校の勉強をしようかなと向いてくれればなおいかなというふうに思いますので、ちょっと細かな点になりましたけども、ぜひこういうところでせっかく

の能力というのが半減しないように工夫をしていただければなと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 議員のご指摘の中に保護者、なかなか伝わらないのではないかとこの部分もあったのですけれども、やはり家庭での保護者の役割というものは子どもの成長にとって非常に大きなものがあります。いろいろと情報を伝える部分については手を替え品を替え工夫をしつつ、保護者を巻き込んで子どもたちの健全育成に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） [登壇] ぜひいろんなサイドから、なかなか聞いてもらいたいというような講演会、子どもの子育てや何かに関するところにも私も時間があるときには行くのですが、今まさに最中の人たちの出席がなかなか得られていないのが現状みたいなので、難しいかなというふうに思いますけれども、コツコツそういう人を増やしていくというふうにしなければならないのかなというふうにも思いますので、やっぱりさっきまちづくりだとか、人づくりだとか、子どもを育てるとか教育なんかは大きな問題であるというふうに思いますので、ぜひ工夫をして、さらにくじけずというか、協力を得るようなことをしていただきたいと思います。

次も教育委員会の質問なので、もし今のに何かあれば次のときにでも言っていただければというふうに思いますが、二つ目の放課後の子どもの居場所についてという2項目でなのですが、現状は生活のライフスタイルが多様化し、女性の社会参加が進み、子育て世代の共働きが増加しています。働くことと仕事を両立させていく家庭にとっては、放課後子どもを預ける場所があるということが絶対条件になります。

それで、次の点についてお尋ねしたいのですが、一つは現状、受け皿となっている放課後児童クラブと放課後子ども教室のまず現状と課題についてお答え願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 放課後児童クラブ、それから放課後子ども教室の現状と課題についてお答えいたします。

共働き家庭などの児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて児童の健

全な育成を図ることを目的とする、申し込み登録制の放課後児童クラブと、すべての子どもを対象として放課後や週末に安心、安全な子どもたちの居場所を設け、子どもたちにスポーツや文化活動、自然体験活動、地域住民との交流等の取り組みを行う登録がいない放課後子ども教室、これは本町については児童館にて一体的に運営されて多くの子どもたちの居場所となっているところであります。

ご質問の児童館の現状につきましては、放課後児童クラブの登録利用者数1年生から6年生まで現状56名であります。利用時間も原則は5時までですが、最長で午後7時まで利用可能としております。平成27年4月に本岐小学校、それから活汲小学校の統合によりバスの待合利用、それから帰宅した後利用する高学年の一般利用児童も増えてきております。

子どもたちが児童館で過ごす時間は、週末の利用を含めると、小学校での生活時間とそんなに差がなく、さまざまな年代の子どもと元気に遊ぶ場所としての役割、学校とは違ってこじんまりとした家庭的な雰囲気の中で休息や憩い、親代わりの指導員との団らんの場所としての役割は、心身ともに健康でたくましく、丈夫な根っこの子どもを育む上で重要な役割を果たしていると考えております。

課題につきましては、バスの待合利用者や帰宅した後利用する一般利用児童が増えたことにより、施設が手狭になってきていること、それから放課後子どもクラブ登録利用児童の保護者には、連絡帳等で、これは登録制ですから保護者には連絡帳でコミュニケーションを図ることができますが、利用登録を必要としない一般利用の児童の家庭との連携に工夫が求められること等があるものというふうに認識しております。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 いろいろ放課後の問題が出たときに、随分児童館の利用の方法は改善されてきているかなというふうに思います。長時間でもなかったりしたことがあって、要するに小1の壁というのが越えられていないときもあったと思うのですね、保育所は長時間なんだけれども小学校1年生になると放課後ということと、勤務時間が役場の勤務時間と同じというところもありました。そういう中では、今は7時ということで、その点は本当に時間的には安心をして親は預けられているのだろうなというふうに思っています。

それで今、6年生でも登録している子がいるということで、よそですと、いわゆる学童保育といわれるわけですね、登録しているところは。そうすると、そこでは4年生の壁というのがあるそうなんです。もう大きくなってきているからというのと、それは多分、3年生以下の子で満杯になるから遠慮してくださいと言っているのかどうか分からないのですが、津別町ではその4年生のというか、小4の壁も利用できるということでクリアできているのだなというふうに思います。登録外の子どもの数が今わからなかったのです、手狭になるということは登録しない子もかなりの人数がいるということと、合わせて発達障がいの子もプラスの先生をつけて、指導員というのですか、つけて預かっているが、それは飛び飛びであるとか、何か本来はそこでなくて違う所が行き場なのかもしれないのですが、その辺のところをもう少し詳しく教えてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） [登壇] 一般利用の子どもたちは、本当に申し込みなしで来ますのでなかなか把握はできないのですが、私が児童館に放課後行って、夕方行って見る限りにおいて、大体多くて60名強になるかと、56名が登録ですが、その子どもたち全部が利用するわけでもありませんので、1日平均60名ぐらいの子どもたちが利用しているのではないかというふうに考えているところであります。

二つ目のご質問でありました小学校の特別支援学級に在籍しているお子さんのうち、放課後の子どもクラブを登録利用しているのは現在9名というふうに押さえております。障がいのある児童の児童館の受け入れについては、平成20年4月に制定されました津別町児童館障がい児受け入れに関する規則に基づきます。学校教育の現場では、支援学級籍の児童が通常学級の児童と一緒に活動をする際には、その支援学級の担任が寄り添って、ときには見守って支援するのと同様に、放課後児童クラブにおきましても障がいのある児童が集団生活や遊びに参加できるように寄り添い、見守る支援担当の支援員の確保が可能な範囲でと規則第4条に定めているところであります。

しかしながら現在においては、平成20年と、もう8年経過しておりますので、現在におきましては、学校の特別支援学級在籍の児童の障がいの程度というのも非常にさまざまであります。したがって、一律に支援担当の職員1人に支援学級の在籍の

児童が何名という機械的な対応ではなく、一人一人の集団生活や遊びにおける困り感や、適応する力に応じて柔軟に寄り添い、見守る職員の配置によって可能な限りご希望に添うように努めてまいりたいと考えているところであります。

なお、特別支援学級在籍の児童につきましては、社会性の成長を促すために健常児と一緒に過ごす児童館の利用が有効であることはもちろんであります。言葉や身体機能等をトレーニングし、社会的な自立を目指すための適切な療育も求められているところであります。町内外にあるデイサービスの積極的な利用をされている家庭もありますし、お子さんにとって最善の放課後、週末の居場所の一つとして利用のニーズに応えるように今後とも努めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] 大体1日利用者が60名で学年がばらばらで、若干発達障がいの子どもが来ているということで、さっきスペースの問題も私の質問じゃないけど出ていたようなのですが、すごく忙しい中でぐるぐる動いているんだなという印象を受けました。ですから、そこでさっきの学力向上なんていう静かな教室で、とりあえず勉強させようとかというのはなかなか難しいのかなというふうに、これは印象で感じました。

それで、次のところの発達、児童館で預かって、個別に対応しなければいけないということが前提なのかもしれないのですが、町にある放課後等デイサービスに通っている子どもさんが何人かいます。二つ目のほうに入るのですが、二つ目は福祉サイドということなので町長のほうから答弁がくるのかもしれないのですが、これは制度の仕組み等を勉強すると、今の児童館に来ている子どもたちは、発達支援の子であれだれであれ全額無料で、いわば7時まで預かってもらえる。もう一方の所は、また制度の違うということになりますので、1割の負担をしなければ放課後等デイサービスを利用することはできないということになっていて、私ある意味では1割負担は介護保険と同じなので、それは仕方ないかなというふうに思っただけで、ところが一部、中からは同じ津別のこの放課後の扱いに一方がゼロで、もう一方が利用料がかかるのは不公平じゃないかという声を何人かから受けまして、そのときに1割負担も十分数字の上では仕組みも一応教えてもらって知っています。療育とか手もかかる、

専門的な手もかかる、だから負担が必要ということなのですが、無料でいろんなことじゃないんですけども、幼稚園もこども園もそういうふうにいけば全部利用料は本来はかかるのに、子育てとかそういうような支援の中から二人目が半額、三人目は無料というのはこれは独自のものなので、できるのかできないのかわかりませんが、そういうふうに通達支援の子をお持ちの家庭では、それ以外にもいろいろ健全な子よりは、その子に何というのでしょうか療育に行くとか、そういうようなことで経済的な負担が大きいのですね、健康な子どもよりは、さらにまた放課後もそういうふうにかかるというようなことで利用をもしかすると、もっと利用したいのだけれども料金が発生するからしないと思っているのか、その辺のところもあって経済的負担と、それから同じ子どもというところでお金がかかる、かからないのは不公平じゃないかという声がありました。

まず、その件に関してどんなふうにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 発達支援の子どもが利用する放課後等デイサービス料金の関係なんですけれども、これは法律が全然違う状態になっていることをまずご承知願いたいと思います。

放課後等デイサービスですけれども、これは障害者総合支援法に基づく放課後等デイサービスということでありまして、原則としてサービスの提供に要した費用の1割を定率負担することになるわけなんですけれども、低所得者に対しては軽減措置が設けられているところです。

軽減措置の内容につきましては、利用者負担の上限の月額が設定されておりまして、所得に応じて4区分あります。一月に利用したサービスの量については、多い少ないにかかわらず、それ以上の負担はありません。

児童館で行っている放課後児童クラブにつきましては、これは先ほど教育長のほうからお話しありましたように、児童福祉法に基づいてやっているものですので、説明については省略させていただきます。そうしたことから、放課後等デイサービスというのは、学校就学中の障がい児、発達障がいを持っている子も含まれますけれども、そういう子たちに対して放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練な

どを継続的に提供するというのが内容であります。先ほど教育長も話ししておりましたとおり、放課後児童クラブについては、運営方針の中に放課後児童クラブにおいても障がいのある子どもも利用する機会を確保されるように配慮をして、そして可能な限り受け入れに努めているというところでありますけれども、子どもの特性やあるいは支援の内容によっては利用事業を選択して、そして料金が発生するということになるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

周囲にそういう子どもたち、子どもの育ち、あるいは利用サービスなどに疑問だとか、あるいは悩んでおられる方がおりましたら役場のほうの健康推進担当の保健師、あるいは福祉担当の職員にご相談をされると大変ありがたいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今回の放課後ということで、児童館で預かっている子どもたちの中で、学童というと本当は教育委員会サイドではなくて福祉のほうになるのかなというふうにも思います。ただ今、児童館で障がいのある子、具体的な例を言っていいかどうかあれなのですけれども、放課後等デイサービスは1割負担で上限が決まっているので何回か行ったら、あとはその上限のお金を払えばいいということ、そういう仕組みになっているようです。それと60人の中でなくて、個別、療育というような分野で一人一人に合わせたプログラムをもって手厚くというのでしょうか、いただいたように手厚くされているのだというふうに思います。

ただ、そこに事情があって何回も行けないので行けない。故意的にされているということですね、受け入れの幅を広げて、ちょっと前後して申し訳ないのですが、児童館の受け入れについては障がいの持っている子も行っています。その子が毎日というか行けない。聞いているお話では行けない。残りを放課後等デイサービスに行けばいいのだけでも費用がかかる。それで行き場をなくしているというような、たくさんじゃありませんけれどもそういう声があって、指導している先生も心配をしているようでした。それで法律に基づいていろいろやっていることは百も承知をしています。そして、すべての仕事が法律に基づいたり、規則だとか町の要綱だとかそういうものに基づいてされているということなのですが、そこですごく強調されるのは、同じ津別

の子どもたちなのにとちよつと言われてしまうと、まださらに例えば1割のところを0.5にするのかしないのか、できることなのかできないのかわからないのですが、やっぱり不公平であるというような声を大きく聞いてしまうと、何とかできるものであればというふうに考えてしまうので、これ以上はなかなか難しいと思いますので、個別は担当のところに行ってもらって相談をするということなのですが、あともう一つ放課後もあっちこっちというか課がまたがりますね、教育委員会と福祉の人も小学生のそういう発達支援の子はどちらかという福祉のほうの分野になるので、もう既にされているかもしれませんが、お互いに連携を取り合いながら、子どもたちがどっちが本当にいいのかというようなところで、仮に1割の負担であっても、お子さんのこれからのためには、きちっと療育していただけるというようなところに逆にお勧めをするというようなことも、もしかすると必要なのかもしれませんので、そういうところの連携を密にしていただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 放課後児童クラブでなかなか障がいを持った方たちの受け入れはしているのですが、障がいを持った内容がさまざまお子さんによってはさまざまな状態ですね。そこでなかなか、そこでは対応しきれない部分も当然出てくるわけですが、そういう中で議員もスタッフに入っていると思いますけれども、育成の方たちがそういった子どもたちに何とか対応していこうということで、当初一条通りの所でパン屋さんを開いて、そして上のほうで面倒を見てやっていましたよね。ところがだんだん子どもたちも成長して、大きくなって行って、その場ではなかなか収容しきれなくなってきたという要望も町のほうに寄せられてきています。それと一番問題な支援員といいますか、人の不足の問題も非常に困っておられるというの伺っていたところです。そういう中で、地方創生の取り組みの中で船橋市からの友野さん等々から協力を得て、そして、この2月から狭くなった所を町としては無償提供して旧保育所の跡を利用できるような提供の仕方もしているところですし、また船橋から来られたメンバーの方たちがさまざまな協力をして、より国からの補助金が入るような手続きをとってくれたりとか、そういう形で、なかなか放課後児童クラブで対応できないところを対応できるような、そこから先、行ける所をつくっているとい

うことをご理解いただければなと思います。そういう中で、どうしても運営していく上には、その組織も料金が必要になってまいりますし、その中で、どちらにどれぐらいウエイトを置いて、どちらにどういうふうにかかわってとか入っていったほうがいいのかと、お子さんによっては程度がありますので、その辺は町のほうの担当のほうによく相談をしていただいて、こういう方向がいいんじゃないでしょうかねというアドバイスを受けながら通っていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今の町長の話で確かに放課後等デイサービスは、創生事業の船橋市の方々のいろんな人的なとか協力がなかったら、スキップはきっと開所できていなかったかもしれないというような状況なので、利用されている方は非常に満足をされているのではないかとこのように思っています。

今後については、料金のところはもう納得してもらいより仕方ないのかもしれないのですが、やっぱりあとは、そういう声が職員とか、そういうところから向こうに行っている子は同じ津別の子なのに、というようなことにならないとか、不思議に思わないような、どっちかというところと児童館のほうでそういう目で見ているように私は感じていますので、そこら辺のところをきっちり言ってもらって、そういう声が親に聞こえたりすると、ここでいいやというふうなことになるかもしれませんし、そういう働いている人のスキルとか、そういうような問題なんかも、ただ預かっているからいいということではなくて、やっぱり子どもを指導しているというような、そういう責任を持っているというような先生の教育とか研修とか、そんなような中で、そして、いずれにしてもどっちもなければ困るところなので、お互いがうまく住み分けができて、利用している子どももお母さん方、家族の人たちも納得がいくようなことというのを、やっぱりわからなかったら教えてあげるといようなことも必要かというふうに思いますので、今後も両方がうまく成り立っていけるように努力を続けていっていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 次に、5番、茂呂竹裕子さん。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）　〔登壇〕　ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告のとおり質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、水道料金の見直しについてです。高齢者を取り巻く環境がますます悪化してきています。2014年の国民年金の全国的な平均受給額は、1カ月4万9,000円になりました。2004年のマクロ経済スライド制導入により年金は引き下げに次ぐ引下げで、先日の国会では、また物価が上がっても賃金が上がらなければ年金は上げないとか、過去の年金の切り下げ分を持ち越して引き下げるといようなことで低年金は今後とも続く見通しです。

一方、医療、介護の相次ぐ負担増と消費税値上げも待っています。こうした環境の悪化の中、津別町は平成29年度上下水道料改定を迎えます。私は、この件について5年前の平成23年3月と9月議会で町長のお考えをお聞きした経緯があります。3月議会で町長は、21年度に策定した中間ビジョンにより24年度に13%、29年度に12%値上げを見込んでいますとご答弁されました。9月では、料金は近隣町村の中でも最も高く、当時全道の基本水量は62%が8立方メートル以下で、上水道については節約のしようがないという町民の声もあることから、この基本水量を改められないかという質問をしましたら、町長は、改定年度でもあつて運営審議会に諮問をしていると。上水道については10年間の途中であるので言及は控えたいというようなお答えでした。来年、29年度は上下水道料金の同時改定の時期を迎えます。町長は予定どおり13%の値上げを審議会に諮問されるのか、そうではなく基本水量を見直し、町民の苦しい家計を応援するつもりがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　茂呂竹さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）　基本水量と料金の引き下げの諮問の関係であります。上下水道の料金の改定につきましては、津別町上下水道運営審議会によりまして平成18年の答申において、上水道は10年程度のうちに、それから下水道は5年程度のうちに検討することが望ましいと答申を受けたところであります。

したがいまして、これからいきますと上水道は平成19年度の改定から10年後、それから、下水道は平成24年度の改定から5年後が来年の平成29年度となるわけです。

なお、この間、平成 26 年度には、消費税が 5 % から 8 % になりましたので、これに伴う改正は行っているところです。

これまでの上水道料金の改定は、昭和 51 年の 54.5% アップ、これが最も高く、そして平成 19 年の 7.5% が最も低いということになっておりまして、消費税アップに連動した改定を除く過去 8 回の改定は、いずれも損益勘定が赤字となるということでありましたので、水道事業の維持が困難になるため改定を行ったものであります。

今回の料金改定の検討につきましては、現状では赤字ではありませんけれども、引き続き人口減、それと上水道、簡易水道の統合等も控えておりまして、今後、財政的に赤字が見込まれることとなっております。そのため、現在水道ビジョンを策定中であり、また、ご承知のとおりアセットマネジメントによりまして老朽施設更新計画等が明らかになった上で、財政シミュレーションを行いまして、そして適切な料金設定を検討してまいりたいというふうに考えているところです。

こうしたことから、来年度に基本水量や料金の見直しについて審議会に諮ってまいります。上里導水管の石綿管更新、それから、高台配水池や配水管の更新事業を控えていることをかんがみますと、料金を下げるという状況にはなかなかないものと考えているところでありまして、今回の議員のご質問内容につきましては、答申にあたって審議会に報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 この間のいろいろなことから、上水の初期投資からもう 50 年以上も経っていて、給水管の改修時期であることとか、莫大な費用捻出に頭を悩ませているというようなことは、私も承知しております。また、上水会計が独立採算で安定経営を求められていることも理解しているつもりです。どうしても、経営上こういったことが改められないということなのであれば、また別な方法を考えなければならぬのではないかとこのように思います。

ただ、人口減と古くなった導水管の取り替えと、それが水道料金に反映されるのであれば、ただでさえこの管内で一番高い水道料が、町民が負担できる範囲に収まるのかどうかということがすごく心配されます。そういったことで、審議会に諮っていただくということをおっしゃいましたけれども、町長のお考えがどこら辺にあるのか、

審議会にどう図られるのかというような腹づもりもちよっとお聞きしたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは、今先ほど申し上げましたとおり水道ビジョンをつかって、そして公共施設の関係のアセットマネジメントの、これも3月末までにできるような形になっています。そういうことをかんがみて、施設更新等々も出てきます。そうすると、どれぐらいのお金がかかってくるのかということ、それに基づいて財政シミュレーションをやるということですから、それによると、これぐらいいただかないと運営が成り立ちませんよとか、そういうことが明らかになってくるわけです。それはそれとして審議会のほうに諮問するわけです。その中で、どういう答申が出てくるかということは、それは町の、例えば補助を求めてはどうかだとか、あるいはこれはやむを得ないのではないかだとか、そういう意見がいろいろ出てくるのだろうというふうに思います。それを今ここでそういう方向で持っていくということは、今の時点で私から言えるという状況ではないというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） [登壇] 前回も同じようなご答弁だったのです。私の口からは答えられないと。それから5年経ちまして、来年、上下水道の料金改定が一致するところで考えましょうというようなおさめられ方をされたように記憶しております。私は、津別町の人口減、高齢者がどんどん亡くなられたり、離町されたりしている、いろんなところに影響が出ていると思いますが、残ったものがそれを負担していくということになれば、前も私どこかで言ったよう気がしますが、それは大変なことだというふうに思っているわけです。ですから、もし会計上赤字になって問題だということになるのであれば、福祉サイドのほうから、そういうことに対しての緩和策というようなものがとれないものかというふうに思います。といいますのは、消費税が8%に上がったときに、旭川市は、翌26年度予算で増えた地方消費税交付金を財源にしまして水道料を高齢者と生活保護世帯1カ月1,000円にする、いわゆる半額に抑えるということで、そういう対策をとられました。やはり津別町も5,000人を切るか、切ったかというようなところで所得が低い高齢者が多いというようなこと、

あるいは、単身者、国民年金の単身者というのは、すごく生活がきついというふうに私も思っておりますので、そこらあたりに福祉サイドからの手当てをされるようなお考えはないのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうから今言える状況にはないというのはご理解いただけたと思います。でなければ審議会というのはそもそもいらない形になります。こういう水道ビジョンだとか、こういうアセットマネジメントの関係でいくと、こんな形に将来の上水道、下水道がなっていくというのを審議会にかけて、そこでご議論をいただくということになります。そして、その結果が私のほうに答申という形で出てきます。それに基づいてそのままやるのか別な方策を考えるのかというのは、その次の話でありまして、先ほど旭川の例も出ておりましたけれども、それはそれで旭川の考え方ですので、例えば半分補助するというのは、その半分のお金は当然一般会計から上水道会計にいかなければ、そこは成り立たない話になってまいりますので、そのお金の流れの仕組みだとか、仮に対応すれば、そういうことは、その後の話になってきますので、まずは、人間のかなりの部分が水でできていますので、最も必要な水、それがちゃんと皆さんの毎日の生活の中で確保されていくには、こういうことをやっていかななくてはならないという工事的なことだとか、将来の経営上の問題だとか、そういうことを含めて審議をされる場所でまず内容をわかって、そして議論していただいて答申を受けるということでありまして、今こういう考えです、ああいう考えですということになると、審議会の皆さんにある意味では失礼な形になっていくのかなというふうに考えるところです。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） [登壇] 町長のお考えは十分わかっているつもりでございます。審議会の役割もわかっているつもりですけれども、私がなぜこういうことを言うかという、審議会の中に、こういう例えば4万9,000円の国民年金の単身者の方が委員として入っているかどうかとか、そういう人たちの状況をきちっとつかんで審議会に臨んでおられるかどうかというようなことを、私はすごく懸念をしているのです。私も何年前、水道の審議会にも入っていたこともありますけれども、やはり言

って見れば恵まれた家庭の方たち、あるいは本音を言えない男性の方たちとか、そういった人たちがおりまして、本当に困っている人たちというか、声を出せない人たちの声が反映されているのかなというふうに私は懸念を覚えた記憶があります。ですから、できれば、そういった人たちの声が反映されるような審議会の答申を町長のほうから依頼していただければというふうに思います。

これ以上言っても、これはなかなか間に審議会というものが挟まれておりまして、水掛け論、まさに水掛け論になるかもしれませんので、このことはちょっとこれでやめたいと思いますので、審議員の立場というものにご配慮を願いたいと思います。

それから、次ですが2番目…

○議長（鹿中順一君） すみません。休憩に入りますので。

暫時休憩をします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 続きまして、業務用を使って商売をしている方の中には、業務用の超過料金が高いのはどうしてなのかというふうに思ってもらえる人もいます。一般家庭よりもたくさんお水を使うからだとすることであれば安くなるのが普通ではないのかと。業務用は、基本20立方メートルで4,649円です。そして超過料金は1立方メートル当たり258円、水道のこの区分の中に書いてある中では突出してお高いのではないかというふうに思います。

このあたりの算定の根拠と、あと業務用の水を使っている範囲というか件数はどれぐらいあるのかちょっと教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） 業務用の関係の件数ということのご質問かと思えます

のでお答えいたします。

業務用につきましては全体で240件という件数でございます。超過の金額というか、業務用の考え方ということでございますけれども、業務用につきましては、一般家事用と違いまして、家事用というのは生活に必要な水ということで供給いたしておりますけれども、業務用ということになりますと、これは営業活動に資する部分でございますので、一般家庭に必要な給水料金よりは高く料金設定をしているというところが現状でございます。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 営業活動に使うからちょっと高いのだというようなことなのですね。それは、そういう町の考え方なのでしょうけれども、営業活動に使うと言っても、例えば、町内の商店なんかでは、お水を使うとはっきり例えばお魚屋さんだとか、美容室だとか、床屋さんだとか、あとは何があるのでしょうか、そういうところはお水を使いますけれども、例えば洋品店だとか、要するにお水がなくてもご商売ができるというようなところには、この営業用は入ってないのですか。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいまの水を使わないというようなお話の中の、例えば水を使っていないお店についても、これは業務用として登録いただいておりますので、この値段になっているということでございます。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 つまり、商業とかサービス業を営んでいるお店は、すべて業務用、営業用ということで区分されているということですね。

○建設課参事（竹内秀行君） はい。そのとおりです。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 津別町で新たに事業を起こそうとすれば、起業等の振興促進事業で支援策がありますが、町内で長く商業活動等を行っている事業者は、例えば、事業の拡張だとか、改築などをしなければ何の支援策もないということです。最近離町されたり、亡くなられたりする方が増えていて、いわゆるお客さんが減っていると。若い人たちは、買い物や散髪などは、例えば近隣の北見市などに出

て安いお店でそういったものを済ませてしまうというようなことになっておりまして、町内のお店の利用者は高齢者ばかりになってきていると。先細りで不安があるというふうなことも聞こえます。町外で買い物等選ぶことは責めることはできません。身の丈に合った暮らしや、自分たちの暮らしをよくするためにやっているわけですから、これは責められませんけれども、津別町のお店がこれ以上減ったり、なくなったりというようなことになると、津別町でこれからずっと住み続ける高齢者にとっても心配が増えてくるというように思います。この津別町で営業を続けていただくためにも、余っている水なのですから、安く使っていただくなどの配慮があってもいいのではないかとこのように私は思いますが、どのように思われますか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今竹内参事のほうからもちよっとお話ししてダブる部分もあるかと思えますけれども、まず今基本的に人口減によりまして収益の減少というのは、これはどこの町にも今表れている、人口が増えている所は別ですけれども、そういう状況にあるというふうに思います。業務用料金の考え方につきましては、生活に必要な水を供給する家事用というのとは異なりまして、営業活動に資することから、設定料金が高くなっています。議員もおっしゃいましたけれども、業務用の基本料金は20立方メートルで4,649円で、管内的にも高い状況にあるのですけれども、本町は基本水量が多く、超過料金は安いというのが特徴になっています。逆に、これを基本水量を下げ、そして超過料金を上げるとなると大量に水を使う事業者の負担がかなり大きくなるというようなこともあります。

平成19年に改定をしていますけれども、18年の答申のときにも議員も答申をされた議会側のメンバーとして町のほうに答申をされておりますけれども、この中で家事用において基本水量を従来同様10立方メートルとするが使用水量が多い世帯の負担軽減を考慮し、使用水量20立方までと20立方を超える段階別超過料金を設置し、改定率を8.9%としたということで、また、工業用においては地元企業等の振興を配慮し、段階ごとに単価が下がる設定にし、改定率は5.7%に留めたというようなことで、用途区分に応じてさまざま答申をされて、今10年になろうというふうな形になっているわけ

ですけれども、先ほど言いましたように、この部分も含めて、家事用も業務用もさまざまありますので、それらについては諮問をいたしまして、そして審議会の中で議論をしていただいて答申をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 上下水道のことにつきましては、審議会のほうに諮問をしていただきまして、できるだけ町民が生きていきやすいように、あるいは営業活動をスムーズに行えるように人口減も配慮されて諮問していただきたいと、心から思っております。

水道のことはそれくらいにしまして、次に、高齢者施設の整備について質問いたします。今月の広報で津別町の高齢化率は42.2%だというふうに示されました。これを単に高齢者が増えているというふうに思うのか、数として思うのか、年齢を重ね病気が進行したり機能が衰えて人の手を借りなければ生きていけない人が増えているのかというふうに、どう受け取るかというふうに思いますと、以前の私は、前者だったと思ひますが、最近機能の衰えを自覚しまして、今は後者の考えになりました。そう遠くない未来を考えますと、この町で最後までいられるのか大変不安と疑問があります。現在ある津別町の施設は、どこも満床で、私の近所でも周りでも病院に置いてもらっている人や、ショートステイでつないで空きを待っている人、あるいは老老介護で大変な苦勞をされている人などが目に付きます。介護する人は大変な苦勞をしている実態もありますし、なんとかしてあげたいというふうに思うわけですが、特養の改築や増床を早めることが解決につながると思ひます。改築の予定を早められるようなお考えはあるのかどうかお聞きしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 高齢者施設の整備であります。特別養護老人ホームいちいの園についてでありますけれども、ここは昭和58年4月に町が開設して運営を続けてきたところですが、この間の社会情勢の変化や急速な高齢化を見通した中では、専門的な技術や知識を持った民間活力の導入が必要と判断いたしまして、平成26年4月から社会福祉法人恵和福祉会に経営を移譲したところであります。

移譲後も入所定員は 50 床として運営されているところですが、施設は築 33 年を経過し、設備の劣化や故障も発生していることから、町として応分の改修費補助を行っているところではあります。

高齢化の進展や介護認定者の増加、家族の介護負担などで、特養への入所希望者は多く、待機期間も長いことから近隣の介護施設や有料老人ホーム、在宅介護を選択せざるを得ない状況にあるのも、また事実であります。

こうした中、昨年、いちいの園の増床や改築に伴う施設整備補助金について、町と法人の代表者がオホーツク総合振興局に出向きまして確認を行ったところ、北海道の老人福祉施設等整備方針において、昭和 56 年 5 月の耐震基準改正後に建設した建物は現在のところ補助対象にはしていないということでありました。現在、オホーツク総合振興局管内には、新耐震基準以前に建てられた特養施設が 6 カ所ありまして、これらの施設が改築されない中においては、新たな補助はできないとの回答を受けたところでもあります。

しかし、現在も道内各地から施設整備の補助の要望が続いていますことから、北海道では各施設に対しまして、将来の施設整備の考え方などを調査したいと言っているところでもあります。

こうしたことから、現行の補助基準での建設は困難ですけれども、恵和福祉会は改築の意向を持っておりますので、今後北海道の第 7 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に向けた動きを注視しますとともに、町におきましても次期第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に載せられるよう、ニーズの把握や情報の収集に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 特養の待機者は、全国で 2009 年から 2013 年の 4 年間で 10 万人増えた。そして 52 万人が待機しているというふうに書かれておりました。この特養の待機者が爆発的に増える理由は、高齢者の貧困化であると。国民の平均受給額は月 4 万 9,000 円、先ほども言いましたが、厚生年金も女性の平均受給額は月 11 万円だそうです。厚労省の調査によれば、年金受給者の 48%は 100 万円以下の低年金者だと。こうした低年金者が介護状態、要介護状態になったとき入所できる

施設は特養しかないということが記事としてありました。

先ほども申し上げましたが、私の身の周りでもこういうことが次々に起こってきております。私は以前から津別町は、所得の低い人が多いのではないかというふうに思っていて、安くて安心の福祉寮の増設だとか、特養増設、あるいは待機者解消を口にしてもきましたし、国の制度の改悪に反対する意見書などもみずからつくって力を注いできたつもりでおります。わずかに明るい朗報というのですか、ということがあれば、私の住んでいる自治会に障がい者のグループホームが立ち上がるというふうなことで、この間ごあいさついただきまして、私個人としては、大変喜ばしいことだと思っております。福祉施設を増やして離町者を出さない。入所者と若い働き手を呼び込めば、活気あるまちづくりができるのではないかというふうに常々考えているところです。

今年の夏、西興部村にお邪魔しました。高齢者施設はもとよりですが、実に多様な障がい者の事業所を運営し、各地から利用者が集まって人口を維持しているということでした。津別町からも二人の男性の方が来ていますというお話をいただきました。津別町には、昨年、おとしですか、小規模多機能の施設ができましたし、少しはよくなったのかなというふうには思っておりましたが、見回すとまだまだ足りない、不足していると。自治会長の集まりでもケアハウスの増床だとか、特養の増床を求める声がかんたん大きくなってきています。本当に必要な人が長期間待たされなければ入れない。この間、家族が大変な思いをしているわけですので、ぜひ恵和会とご相談の上、特養の改築、増床を早めていただく努力を町にもしていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 状況はいろいろあるかというふうに思いますけれども、この間、今茂呂竹議員さんがおっしゃいましたとおり、今回共和のほうに障がい者のグループホームが立ち上がるようになりますし、それから、小規模多機能が新たにできたりということで、この間、6期の期間の中で船橋の力もお借りしながら、さまざまなものが立ち上がってきているところです。それがまだまだ追いつかない状況にありますけれども、特養の部分でいきますと、先ほど言いましたように建築基準が明確に示

されていて、先ほど申し上げましたとおりに津別町は58年の4月に建てておりますので、それ以前の56年以前のもの、それらが優先されるということでもあります。今度、道の第7期の計画の中で、その基準がどう変化していくのかということが注目しているところでもありますけれども、いずれにしても恵和福社会のほうは新築をすすめる方向で考えておりましたので、ついこの間、全体の美幌、津別にそれぞれ事業所がありますので、忘年会も開催されたところでありまして、呼ばれて行ったわけなのですが、その場所においても理事長や部長のほうから、なかなか建設基準があって難しい状況は承知していますけれども、また機会を見て総合振興局含めて、来年は策定の年になってきますので、そこにどんな状況になっていくかということで状況を伺ったりとか、あるいは要請をしたりとかということで、一緒に進めていきたいと思いますというお話を向こうからもされたところでもありますので、連携をとりながら進めてまいりたいと考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） [登壇] いろいろ難しい条件、基準等がありまして建てたいから建てれるということにはなっていないというふうにお聞きしました。ただ、恵和福社会が建てたいというお考えがあるということで、第7期の福祉計画なんかで充実されて、ぜひ行政としても町民の苦難に立ち向かっていただければというふうに思います。

以上で質問終わります。

○議長（鹿中順一君） 次に、4番、乃村吉春君。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） [登壇] 議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告してあります国営農地再編整備事業について何点か質問をさせていただきたいとします。

平成27年度から実施区域となり、28年度から工事が始まりました。今年は、台風や雨の影響で計画通り進んだのかどうかお伺いをしたいと思います。

また、来年度の予算について、あらかじめ決定しているかと思いますが、どの程度の予算か、事業計画についてもわかる範囲でお答えをお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 乃村君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 国営農地再編整備事業の進捗状況、それから来年度の予算状況と事業計画についてお答えしたいと思います。

この事業につきましては、平成 27 年度に実施地区となりまして調査測量業務等に着手いたしまして、平成 28 年度より実際に工事が始まったところであります。事業期間は平成 36 年までの 10 年間であり、事業主体は北海道開発局で、年度をまたいでの実施となりますことから、全体の進捗率を面積で表すのは困難であります。ただ、事業費ベースでは、平成 28 年本予算までで 11 億 7,000 万円、9%の進捗となっています。平成 28 年度の補正予算 7 億 3,000 万円につきましては、翌年度繰越となりますが、それを含めると 19 億円、15%の進捗となるところです。

また、平成 28 年度事業計画に対する進捗状況につきましては、調査測量業務等につきましては、ほぼ計画通りの 424 ヘクタール実施しましたが、工事につきましては、141 ヘクタールの計画に対しまして、台風等の影響により工事が中止となった面積が 16.1 ヘクタール、一部完了しなかった面積が 24 ヘクタールとなっているところです。

平成 29 年度の予算につきましては、年明けに開催される国会で審議、決定されますが、津別地区は概算要求で 7 億円となっています。このほか、平成 29 年度に繰り越される平成 28 年度補正予算分は、調査測量で 6 工区 2 億円、工事は 2 工区 5 億 3,000 万円で、2 月と 3 月にそれぞれ発注されると聞いているところですので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4 番、乃村吉春君。

○4 番（乃村吉春君） [登壇] 今の町長の説明でわかりました。来年度の事業計画、予算と事業計画でわかりましたけれども、今年のような台風とか異常気象にならないとは限らないと思います。そういうことで、できるだけ早く工事にかかれるよう対応をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。今年も今町長言われたように補正予算もつきまして、来年度の予算と合わせると相当の事業費になるわけですがけれども、これを収穫後だけでやるということにはなかなかありませんので、夏の工事があります。そういうことで、一

部休耕して工事を施工することになるわけですが、そういう中で休耕補償の問題があります。休耕補償については、国が 55%もってくれて、あと受益者負担ということで毎年徴収されるのですけれども、年度によって休耕面積が変わってくると思います。そういうことで個人負担が多くなって、多い年と少ない年とできるのかなと思います。そういう中で、町と農協で負担してもらえないのかどうか検討をお願いしたいと思いますけれども。

それと、もう一つあわせて、計画によって、先の工事を見越して受益者負担の分についても単年度で極端な負担にならないような、工事費と同じように 10 年間それぞれ負担して積み立てるという方法もあるかと思いますが、そこら辺について考え方があればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 休耕とも補償の関係ですが、これは事業上では促進費という表現をとっていますので、促進費と言わせていただきたいと思います。

この促進費につきましては、円滑な事業実施をする上で必要不可欠なものでありまして、議員が今おっしゃられましたとおり国費補助の 55%以外の地元負担 45%につきましては、全受益者の受益面積の比率により、分担金として徴収することといたしまして、事業の説明会や協議の中で了承を得まして、条例の整備を行い事業実施となったところであります。

今年度は計画面積 141 ヘクタールのうち、夏期施工が 17.4 ヘクタール、反当たり 6 万円となりますことから、促進費 1,044 万円、国費 574 万 2,000 円、受益者負担分 469 万 8,000 円となっております。事業期間は平成 36 年度までですが、工事そのものは実質的に平成 35 年までになるかというふうに思います。これを考慮しますと、今後は毎年度の事業費及び工事費が増額となり、円滑・着実に進める上では夏期施工も増え、結果、休耕による促進費も増額になると思いますが、当初から 693 ヘクタールの夏期施工が計画されていますことから、この面積を超えることのないよう受益者、関係機関及び開発と協議・調整しながら実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4 番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 今町長から答弁いただきましたけども、今後の夏期工事が多くなれば休耕面積も増えます。年度によっては、その個人負担が多くなったり少なくなったりすることもあると思います。そういう中で、あんまり極端に多くなった個人負担の年には、町で一時立て替え払いをして、後から精算するというような方法もあると思うのですが、その辺についてはどう考えられるかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そのような状況になってきた場合、また担当のほうからも協議が出てくるかというふうに思いますので、そういう状況に至った場合は、協議をさせていただければというふうに思います。

ご承知のとおり今年の平成27年から町も地元負担の7%のうちの4%を引き受けて、将来の完了後に一括償還をするわけなのですが、その4%部分を、これも事業費が上がったり下がったりするたびに多く積んだり、それから少なかったりということ会計上いろいろ影響も出てまいりますので、ご承知のとおり毎年5,000万円ずつ基金に積んでいこうということで今年から始まったところでありまして、そんなことも想定してやっていることもありますので、これから一部ではT P Pが発行しないということになれば、その関係で補正予算がたびたびついておりましたけれども、それらにも影響が出てくるのではないかというお話もされているところでありまして、やはり、かなり津別から後に事業をやりたいという所もたくさん出てきていますので、先にやっている所がどんどん卒業していかなければ、次の方たちがなかなか入れないという状況にありますので、それは開発と、あるいは国交省のほうも十分承知の上ですから、そうすると先にやっている所に比較的多く当初予算のほうで回ってくるということもあり得るのかなというふうにも考えたりしているところですが、これから要請活動等も行う予定をしておりますので、その時点でまた、その時点といいますのは、その先ほど議員がおっしゃった内容の部分が発生した場合は、また別途協議をさせていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 町長、一定の理解示してくれたと思いますので、

立て替え払いということですので、後で農家のそれぞれが負担して払うようになりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。換地についてですが、機械の大型化、また効率的な土地利用を図るということで大事な事業だし、この国営農地再編整備事業という名前からしてもこのことが大きな目玉になっているのかなと思います。こういう中で、グローバル化される中で、農家もやっぱり生産コストを下げられるものは下げていかなければ生き残っていけないという現実があると思います。そういうことで、やっぱり飛び地だとか、それから境界がデコボコだとか、そういう所がきちっと整備されれば目には見えないかもしれませんが長い間で見るとコスト低減につながっていくのではないかなと思っております。

それと、かなり法人化はされていますけども、法人化されていない部分でも懇談会するときにも言われたように、マシーネンリングという話も何か視察に行くという話もありました。そういうことを含めていくと、やっぱり機械の共同利用ということで、これからの機械というのはやっぱり専属といいますか、それぞれの機械が大型化になって、収穫は収穫、耕起は耕起という形で今までと変わった形態になっていくと思います。そういうことで、やっぱりこの換地というのは大事な仕事であると思いますので、換地に係る費用については町でもってくれるということですので、あと、やっぱり総論賛成、各論になったら反対と言ったり、なかなかさっきも言われていましたけれども、自分の土地に愛着があって、隣の土地とうちの土地は違うのだと、そんなこともあるかと思いますが、やっぱり将来のことを考えるときちっと整備しておいたほうがいろんな面で生産コストの低減等につながって、効率につながっていくと思いますので、そこら辺、町としても十分農家に勧めてもらえればなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 換地と国有地等の売り払いの誘導についてでありますけれども、この事業において国営農地再編整備事業におきまして、農地造成、区画整理とともに換地計画も事業の一つとなっているところです。区画整理の整地工、それから暗渠排水等により土地利用を計画的に再編いたしまして、農業生産性の向上と農業経営

の安定を図ることとしておりまして、さらに換地を実施して農地の集団化や連担化を実現して、より高度で効率的な土地利用を図るため、換地計画の事業に係る地元負担はすべて町が負担することとしているところです。

こうしたことから、換地を実施すべく受益者に働きかけを行っているところですが、議員も今おっしゃいましたとおり、実態としましては、今まで耕作していた畑に対する愛着もありまして、なかなか実現が難しい状況にあります。今後とも換地のメリットを受益者に十分説明し、理解をいただくため換地委員会と協力しながら積極的に取り組んでまいりたいと思います。

また、国有地の売り払いにつきましては、受益地内、それから隣接する基線・号線について、町が表題登記等を行い、売買可能な状態となっているところです。今後とも町有地の売り払い可能地とともに、売買について受益者に働きかけてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） [登壇] 今町長の答弁いただきましたので、そのとおり進めてもらえばいいと思います。先ほど町長のほうからTPPの話もありましたけど、アメリカの大統領が変わってTPPは撤退すると言っていますけども、今ヨーロッパともやられていますけども、二国間の交渉になっていくとTPPさらに中身がきつくなるのではないかと、そんなふうに予想されるわけです。多分、トランプ大統領もそこら辺を狙っているのだらうと思います。新聞等でいきますとヨーロッパとの交渉もなかなか中身が煮詰まっていないというのはTPPより中身がきついようです。そういうことですので、津別の基幹産業がきちっと将来とも続けていけるための基盤づくりですから、そこら辺、町としてもいろんな面でご支援をお願いして終わりたいと思います。

終わります。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

◎議案第79号・議案第80号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第79号 津別町本岐体育館条例の制定について

て及び日程第7、議案第80号 津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第79号 津別町本岐体育館条例の制定について及び日程第7、議案第80号 津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第79号から順次内容の説明を求めます。

生涯学習課参事。

○生涯学習課参事(藤原勝美君) ただいま上程となりました議案第79号 津別町本岐体育館条例の制定について、議案第80号 津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

制定しようとする条例は、旧本岐小学校体育館を津別町本岐体育館として開業するにあたり管理運営する上で必要な事項を、既存の津別町農業者トレーニングセンター条例を参考に12条立てで作成いたしました。それでは、条例の各条項についてご説明いたしますので、説明資料1ページをお開きください。

第1条では、施設の設置目的を規定しております。第2条の名称を津別町本岐体育館、設置場所を本岐105番地と定めております。第3条では、使用の承認方法について規定しています。第4条の使用料については、後ほど説明いたします議案第80号と関連いたしますが、津別町農業者トレーニングセンターと同額の料金設定を予定しております。

2ページに入りまして、第5条では使用者の承認外使用等の禁止について規定しております。権利の第三者への譲渡、又貸しはできません。ただし、複数のサークル等による合同での使用を制限するものではないことをお伝えしておきます。第6条では、使用の制限項目を、第7条では使用の承認の取り消し条件等を、第8条では原状回復の義務付けを規定しております。

3ページ目をお開きください。第9条は、損害賠償義務について規定しております。

第10条では、教育委員会への委任について定めております。第11条では、施設管理の業務委託について定めています。第12条の規則への委任につきましては、施設運営に必要な詳細事項を教育委員会規則で定めることを規定しております。

議案にお戻りください。ただいま説明いたしました内容を条文化したものです。

附則といたしましては、この条例は、平成29年1月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第80号 津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。今回の改正趣旨につきましては、津別町本岐体育館の開設に伴い施設使用料金の設置を既存の津別町農業者トレーニングセンターの例に倣って条例の改正を行おうとするものでございます。

それでは、説明資料4ページの新旧対象表によりご説明申し上げます。使用料が発生する公の施設として料金体系が同一であります津別町農業者トレーニングセンターの後に、津別町本岐体育館を併記することにより料金表の作成を省略しております。しかしながら、もともと津別町農業者トレーニングセンター仕様でありますので、備考の部分では、二施設の相違部分を説明しております。今回の改正の備考3につきましては、コート専用の範囲を示したものです。基本的にコート1面の範囲をバドミントンコートとしておりますので、本岐体育館につきましては、2面分で全面となります。

議案にお戻りください。ただいま説明いたしました内容を条文化したものです。

附則といたしましては、この条例は平成29年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 体育館の条例についてお伺いしたいと思います。第1条の設置目的でございますけども、現に今トレーニングセンターがあるということで、特別に旧本岐小学校の体育館をいわゆる津別全体の体育館の位置付けということの条例だ

と思いますけれども、趣旨からするとこの条例の中にスポーツ振興という一つ加えていただきたかったなど。今設置目的は、トレーニングセンターとやや同じなので、本岐の場合はそういうトレーニングセンターを補完するような形になろうと思うのですが、それあたりについて考え方をお聞きしたいと思います。

もう一つ、この条例は、29年1月1日ということに施行日がなっておりますが、この12月に今この段階で条例整備ということで住民周知、スポーツ団体等の周知については、今後どういうふうにするのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（藤原勝美君） 今回の津別町本岐体育館条例の制定にあたりまして、もともと農業者トレーニングセンターがあるということで、そちらについての補完的な施設というような位置付け、もともとされております。

また、この本岐体育館の設置に至る背景につきましては、トランポリン協会からの場所の提供等のお話をいただいたということが前提でございます。その辺からいきますとスポーツ振興というような意味合いも兼ねているのかなというふうな考えもありますが、そこら辺を総称して社会教育団体の活動の一部ということでまとめさせていただきたいというふうに考えております。

また、周知方法でございますが、広報等に折り込むという形も考えておりましたが、まずはホームページ上で周知いたしまして、その後順次周知のほうを準備させていただきたいということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） お答えいただきましたが、今後町民向け、かつ団体向けの使用のPRにつきましては、できればそういう趣旨を踏まえて町民の理解を得るような形でできれば対応をしていただきたいということでお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（藤原勝美君） 今議員のおっしゃった内容を踏まえまして周知等に力を注いで、設置目的に沿った形で準備を進めていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） 条例関係でちょっと1点お伺いをしたいと思います。第8条の原状回復の義務ということですが、トレーニングセンターあたりは、例えばバドミントンのネットを張ったり、バレーボールのネットを自分たちで張って、片づけて帰って終わるというか、それが原状回復だと思うのですが、本岐の部分については、先ほど参事のほうからもお話がありましたけれども、トランポリンだということなのだと思いますが、メインに使われるのかなと思うのですが、ここの部分の原状回復というのは、出し入れに15分、出すのに15分、片づけるのに15分ぐらいかかるその出し入れも大変だというふうに聞いているのですけれども、そこはどのようなふうに考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（藤原勝美君） 藤原議員の原状回復の義務でございます。おっしゃるとおりトランポリン少年団、こちらのほうの活動が中心になるような施設と考えております。また、専用ではないということもご理解いただきたいなということでございます。トランポリン協会のほかに地域の体力回復、向上のための用途も予定しておりますので、体育館を利用するバドミントン、またはミニバレー等に使う場合には、支障にならないようなことで、やはり原状の回復はやっていただくということの前提で管理運営を進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） 参事のお答えでわかりました。確認をさせていただきますけれども、出し入れは、来て準備をして、終わったら片づけて帰っていただくということが原則だというふうに理解したのでよろしいのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（藤原勝美君） 議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○議長（鹿中順一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

はじめに議案第79号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第80号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、議案第81号 津別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(齊藤昭一君) ただいま上程となりました議案第81号 津別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

提案理由及び改正内容は、説明資料に基づき説明いたしますので説明資料の5ページをご覧ください。1の改正理由につきましては、現条例では、職員が赴任の際に扶養親族が移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族が移転した

場合、扶養親族の移転料を支給できない規定となっているものを、このたびの改正により支給できるよう改めるものでございます。

2の改正内容につきましては、新旧対照表のように第21条扶養親族移転料の第1項第2号中「第19条第1項第1号」の後に下線の部分にありますように「又は第3号」の文言を追加するものでございます。

議案の本文のほうにお戻り願いたいと思います。本文につきましては、ただいまご説明の内容を条文化したものでございます。説明は省略いたします。

改正の条例の附則でありますけども、本条例につきましては、公布の日から施行すると施行期日を規定するものであります。

以上、議案第81号の提案内容のご説明を申し上げましたので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第81号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、議案第82号 津別町職員の勤務時間、休日及び休

暇等に関する条例及び津別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいま上程となりました議案第82号 津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び津別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容のご説明を申し上げます。

提案理由及び改正内容は、説明資料に基づきご説明いたしますので説明資料の6ページをご覧ください。1の改正理由につきましては、平成28年人事院勧告において、民間労働法制の改正内容に即した勧告に伴う改正であります。

次に、2の改正内容についてであります。主なものは次の3点であります。（1）として育児休業等に係る子の範囲の拡大をするもので、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子ということで、平成29年4月1日以降においては、養子縁組里親である職員に委託されている子などに拡大するものであります。

大きな2点目は、介護休暇の分割ということで、現在は連続6カ月までである介護休暇を、要介護者1名につき3回以下、かつ、合計6カ月以下と分割して取得することが可能となるという内容でございます。

3点目は、介護時間の新設ということで、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、要介護者1名につき連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる仕組みとするものであります。

それでは、以降につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。要点を絞って改正条文のご説明をさせていただきたいと思っております。まず、第1条関係の津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の改正内容についてであります。第8条、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務においては、改正後の下線の部分に記載のように育児休業等に係る子の対象範囲を拡大し、その子の定義を「民法に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該職員が現に

監護するもの、児童福祉法に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これに準ずる者として規則で定める者を含む。」としているものでございます。

7ページをご覧ください。第2項の1行目の日常生活を営むのに支障がある者の文言は、要介護者に改めるものであり、その子以降の下線部分の追加は、先ほどと同様であります。

第9条、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の第4項については、読み替えであります。改正後においてご説明させていただきたいと思っております。第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とある部分と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」、さらに前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、子を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する要介護者とある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものであり、第1項中「深夜における」とあるのは、「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と読み替えるものであります。

また、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものであります。

続きまして第12条、休暇の種類について、組合休暇の後に「介護休暇及び介護時間」と改めるものであります。

続きまして第17条、介護休暇については、介護休暇の分割ということで、これまで連続6カ月間の期間内であった介護休暇を、要介護者のおのおのが当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6カ月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことを認めるというものであります。

9ページをご覧ください。第18条介護時間についてであります。これは新設であります。第1項において「連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。」としております。第2項では、「介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時

間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。」としています。第3項では、「介護時間については、その勤務しない1時間につき、津別町職員の給与に関する条例に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。」としています。

第19条、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認についても新設ですが、介護休暇及び介護時間については規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならないとしています。ただいまご説明の第19条の2行目の後段にあります承認の「の」の文字でございますけども、正しくは「を」であります。申し訳ございません。承認の「の」を「を」に訂正いただきたいと思います。

次に、2条関係の津別町職員の育児休業等に関する条例の改正内容についてご説明いたします。引き続き説明資料の10ページをご覧ください。第2条の2「育児休業法第2条第1項の条例で定める者」につきましては、新設であります。条例で定める者を定義しているもので、児童福祉法に規定する養育里親である職員に同法の規定により委託された当該児童としております。

第3条の再度の育児休業をすることができる特別の事情については、第1号において、下線部分のように文言を整理するとともに、同号にアとして死亡した場合、そしてイとして養子縁組等により職員と別居することとなった場合を加え、また第2号では、新設であります。「育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。」ということで、アとして前号のア又はイに掲げる場合、そしてイとして民法の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合、又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法の規定による措置が解除された場合とし、それぞれ当該育児休業の承認が効力を失った後における再度の育児休業をすることができる特例の特別の事情を規定しているものであります。

第10条育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年間を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情ということで、第1号については、下線部分のように文言を整理し、第3条と同様に当該産前休暇又は出産に係る子が死亡した、あるいは養子縁組等により職員と別居することになったに掲げる場合としております。第3号では、育児短時間勤務をしている職員が第13条第1号に掲げる事由に該

当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合としています。

第17条、部分休業についてでありますけれども、第1項において、部分休業の承認は、津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて30分を単位として行うものとしております。第2項においては、労働基準法の規定による育児時間又は津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第18条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとしております。

それでは、条文の本文のほうにお戻り願います。本文につきましては、ただいまの説明の内容を条文化したものでございます。そういったことから内容の説明は省略させていただきたいと思っております。改正条例の附則の1、第1項でありますけれども、本条例は平成29年の1月1日から施行すると施行期日を規定するものであります。

経過措置の第2項につきましては、平成29年1月1日時点において既に介護休暇の承認を受けている者は、6カ月を上限とする残された期間について、3回を超えず介護休暇期間を指定することができるという経過措置でございます。

第3項及び第4項につきましては、いずれも児童福祉法の改正が平成29年4月1日からということからの経過措置であり、第3項においては津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例に関して規定したものであり、第4項につきましては、津別町職員の育児休業等に関する条例について規定している内容でございます。

以上、議案第82号の提案内容についてご説明申し上げましたので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第82号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長(鹿中順一君) お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(鹿中順一君) 本日は、これで延会します。

明日は午前10時再開します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時20分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員